

平成25年3月6日

平成25年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成25年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成25年3月6日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	和 田 勝 弘	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人
都市整備部長	末 原 光 喜	教育部事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長	一 本 稔 明

教育次長	古谷 清	財政課長	相馬進祐
水道事業理事	岡本 茂	まちづくり戦略室副理事 兼企画担当課長	早野清隆
危機管理監	谷下泰久	まちづくり戦略室副理事 兼企業誘致担当課長	西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山 鐵 男	議会事務局主幹	増田 明
--------	--------	---------	------

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程 1 | 一般質問 |
| 日程 2 | 議案第 1 号 平成 2 4 年度岬町一般会計補正予算（第 6 次）の件 |
| 日程 3 | 議案第 2 号 平成 2 4 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 3 次）の件 |
| 日程 4 | 平成 2 5 年度当初予算に関する説明 |
| 日程 5 | 議案第 3 号 平成 2 5 年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程 6 | 議案第 4 号 平成 2 5 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件 |
| 日程 7 | 議案第 5 号 平成 2 5 年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程 8 | 議案第 6 号 平成 2 5 年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程 9 | 議案第 7 号 平成 2 5 年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程 10 | 議案第 8 号 平成 2 5 年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程 11 | 議案第 9 号 平成 2 5 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件 |
| 日程 12 | 議案第 10 号 平成 2 5 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）
予算の件 |
| 日程 13 | 議案第 11 号 平成 2 5 年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件 |
| 日程 14 | 議案第 12 号 平成 2 5 年度岬町深日財産区特別会計予算の件 |
| 日程 15 | 議案第 13 号 平成 2 5 年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件 |
| 日程 16 | 議案第 14 号 平成 2 5 年度岬町水道事業会計予算の件 |

- 日程 17 議案第 15 号 岬町多奈川地区財産区有地の処分の件
- 日程 18 議案第 16 号 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程 19 議案第 17 号 阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程 20 議案第 18 号 町道路線の廃止及び認定の件
- 日程 21 議案第 19 号 岬町男女共同参画推進条例を制定する件
- 日程 22 議案第 20 号 岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件
- 日程 23 議案第 21 号 岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 24 議案第 22 号 岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 25 議案第 23 号 岬町道路の構造の技術的基準を定める条例を制定する件
- 日程 26 議案第 24 号 岬町道路標識の寸法に関する条例を制定する件
- 日程 27 議案第 25 号 岬町特定道路の構造に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 28 議案第 26 号 岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程 29 議案第 27 号 岬町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を制定する件
- 日程 30 議案第 28 号 障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件
- 日程 31 議案第 29 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
- 日程 32 議案第 30 号 岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件
- 日程 33 議案第 31 号 岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
- 日程 34 議案第 32 号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- 日程 35 議案第 33 号 岬町都市公園条例の一部を改正する件
- 日程 36 選挙第 1 号 岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 おはようございます。ただいまから平成25年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名、全員でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○田島乾正議長 日程1、一般質問を行います。小川日出夫君。

○小川日出夫議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

我が町も大変な財政難と聞き及んでおりますが、行財政改革において無駄な歳出を抑え、職員などの給料をカットするなど大変な努力をし、赤字財政の立て直しに危惧されておられることは承知しています。しかしながら23年度末までにおいて、かなりの未収入金があると聞き及んでおります。川端議員の質問にもありましたが、税金、保険、上下水道、並びに家賃、給食費等々において、平成23年度末までの全ての未収入金合計について答弁をお願いいたしたいと思っております。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 それでは未収金の状況につきましてご説明申し上げます。

平成23年度決算におけます未収債権、すなわち滞納繰越額を決算書に基づきましてご説明申し上げます。まず町税につきましては1億6,710万1,000円、国民健康保険料2億8,634万9,000円、後期高齢者医療保険料126万4,000円、介護保険料2,068万2,000円、下水道使用料452万1,000円、下水道受益者負担金1,805万6,000円、漁業集落排水処理施設使用料1万5,000円、漁業集落排水処理施設受益者分担金14万3,000円、保育所保育料538万1,000円、学童保育保護者負担金19万8,000円、公営住宅使用料582万6,000円、学校給食保護者負担金134万2,000円、住宅新築資金等貸付償還金251万8,000円、同和更生資金貸付償還金1,144万3,000円、水道使用料8,936万9,000円、合計いたしまして6億1,420万8,000円となっております。なお、この未収債権総額につきましては、町税とその他公的債権とを名寄いたしまして一体的に徴収する特命対策課が発足いたしました平成22年度と比較いたしますと、金額におきまして7,567万3,000円、率にいたしまして11%の減少となっているところでございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 明確な答弁、まことにありがとうございます。未収入金については、きちんと支払う人もいれば支払いできるのに支払いしない人もいます。こういう状況が積み積みもって、このような多額の未収入金が発生したと思われまます。また、24年度末においても未収入金が発生し、ことしも多額の未収入金があると思われまます。支払う人と支払わない人の不公平をなくすためにも、未収入金はあつてはならないものと考えまます。川端議員の質問と重複しまますが、現在残っている未収入金の回収及び今後未収入金が発生しないための対策をお示し願ひたいと思ひまます。簡潔な答弁、よろしくお願ひいたしまます。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 それでは未収金の対策につきまましてご説明申し上げまます。

まづ、先ほど申し上げまました、この未収債権の徴収に係る取り組み状況でございますけれども、未収債権の徴収に関する町の基本方針といたしましては、まづ説明にありましたとおひ、未収債権に対しての滞納処分を行わないことは、大部分の善良な納付者との不公平感を生むために、早急な解決が必要であると考えていまます。そして第2次集中改革プランにも示すとおひ、財政難に直面している本町にとつても、歳入の確保という面からも緊急に取り組むべき課題と考えていまます。また今後、公共料金等の引き上げなど新たな住民負担をお願ひする際に、支払うべき金額を支払わない滞納者に対して滞納処分を行うなどの毅然とした対応をとらなければ、負担分に対する住民の理解を得ることはできないと考えているところとございまます。

それでは、町税などの自力執行権を有する未収債権を例にいたしまして、具体的な取り組み内容についてご説明申し上げまます。

まづ根本的には一番大切なことは、新たな滞納を発生させないため納期内納付を請求するコールセンターの導入を含めまして、口座振替の干渉や広報による納期内納付についての啓発を重視したところでございまます。

次に、納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納付しないときについては、納期限後20日をめどに督促を行つていまます。この督促手続がなされない限り、滞納処分の手続に入ることができないため、遅滞なく行うことを基本といたしていまます。

次に、この督促を行つても自主納付されない債権者に対しては催告手続を行つていまます。この催告手続につきましては、地方税法等で義務づけられた手続ではなく催促行為でありまますが、自主納付を促すための文書、すなわち催告状、電話、訪問等による支払い請求を行つているところとございまます。なお、この催告手続での電話や訪問によりまして、債権者が自主納付できない理由を、また納付しない理由を確認いたしまして、自主納付したい、しかし経済的な理由などによつて納付できない債務者

につきましては、それぞれの状況に応じまして分割手続等を行いまして、無理のない納付を勧めているところでございます。一方、自主納付できるにもかかわらず、資産を持ちながら納付しない債務者につきましては、滞納処分手続を行うことを決定いたしております。なお、参考に平成23年度末におけます経済的理由などによりまして分割納付の対象となっております未収債権総額につきましては3億1,924万6,000円、率にいたしまして52.0%となっており、現在分割納付状況の進行管理を行っているところでございます。

こうした催促や督促によりまして自主納付の請求を行っても履行しない債務者につきましては、滞納処分手続に着手することとなっておりまして、その債務者の財産状況を調査する必要があります。この財産調査につきましては、国税徴収法の規定が準用されているところでございまして、不動産、預貯金、生命保険料及び給与等の調査を行っているところでございます。この調査と合わせまして、再度自主納付を促す催告手続を行っても納付していただけない、俗に言う悪質とみなされる債務者につきましては預貯金、生命保険、給与の順で差し押さえを行っているところでございます。なお、参考に平成23年度末におけます不動産、預貯金などの差し押さえを行った対象の未収債権総額につきましては6,473万4,000円となりまして、率にいたしますと10.5%となっているところでございます。このように悪質と認められる債務者につきましては適切な対応をとっているところでございます。

次に、この財産調査の結果、滞納処分することができる財産がない場合や滞納処分を行うことで、その方の生活を著しく窮迫させるなどのおそれがある場合につきましては、滞納処分の執行を停止することといたしております。この滞納処分の執行の停止状態が3年間継続すれば納付義務を消滅されることになってはいますが、この消滅手続につきましては滞納処分の執行停止する理由を再調査の上、慎重な取り扱いを行っているところでございます。なお、参考といたしまして平成23年度末におけます滞納処分の執行の停止手続を行った町税につきましては2,886万3,000円となっているところでございます。

こうした未収債権の徴収に関する基本的な取り扱い内容をご説明申し上げましたけれども、一部の未収債権を有する者と大部分の優良な納付者との公平性を保つためにも、引き続き法令に沿った適正な徴収に努めまして、早期の未収債権の解消と徴収率の向上を図る方針でございます。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 答弁、まことにありがとうございます。さらなる一層の努力をお願いいたします。

そこで1点だけ町長にお尋ねしたいと思います。今残っている未収入金を例えば不納欠損として処理するようなお考えはありますか。もしありましたら、具体的なお考えがあればご答弁願いたいと思

ます。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 不納欠損の問題なんですけれども、これはあくまで不納欠損できるかできないかということの判断を税法に基づいてやっていかないといけないというものがありますので、これは議会の皆さん方の議決を得て毎年行っています。そういった意味で、特別事情があって、先ほど総務部長から説明があったように、どうしても払えないという場合についてのみ、これは町として判断をすべきものについては欠損をしなければならないと、このように思っております。ただ、悪質滞納者とかそういった問題等については当然それなりに税法に基づいて処分をすべきものと判断していますので、ご理解賜りたいと思います。

○田島乾正議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 答弁ありがとうございます。町財政のため今後も未収入金の回収と、町民の不公平をなくするために未収入金が発生しないよう、行政側も一層の努力をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○田島乾正議長 ご苦労さま。小川日出夫君の質問が終わりました。次に奥野 学君。

○奥野 学議員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、初めに中国からの大気汚染問題についてお聞きいたします。私は2年前の4月、岬町議会議員選挙のときに5日間軽トラックを使用しての街宣活動をしました。投票日の夕方、高熱が出て、疲れから風邪を引いたのかぐらいで解熱剤を飲んで開票を待ち、その日は何とか過ごせました。それからせきが出てきて、地元の開業医のところまで風邪薬とせきどめをもらって飲んでいても一向に治っていきませんでした。5月のゴールデンウィーク中も、夜中じゅう横になっても息苦しくなり、もたれかかって眠れない日が続きました。そしてさらに声がかれ、しゃべれなくなってまいりました。これはただごとではないので、和歌山県立医科大学での緊急入院となり、1週間ほどの入院となりました。診察結果は、選挙期間中のころは中国からの黄砂がたくさん飛んできていたので、街宣車の上でそれを吸い込み、肺の奥にたまり、ぜんそく状態になるとのことで治療を受けました。回復するまでには1カ月ほどかかってしまいました。この息苦しさは二度と起こしたくないという思いであります。そこで最近、テレビ、新聞等で、中国から、3月から6月ごろにかけて黄砂に加え大気汚染物質が日本に大量に飛んでくると報道を目にすることがよくあります。現時点ではシベリア寒気団が強いため、中国の汚染地域は上昇気流が弱く、汚染物質が地上に近いところにとどまっているため、非常に軽いPM2.5だけが偏西風の吹く上空まで届いているため、現時点では高濃度のPM2.5だけが飛んできているとのことであります。しかし今月に入ってから、3月から6月ごろには西向きの風が強ま

って、さまざまな汚染物質が日本に飛んでくるようであります。光化学スモッグの原因となるオキシダントや窒素酸化物、ぜんそくを引き起こす浮遊粒子状物質や黄砂など、いろいろな物質が飛んでくるようであります。呼吸系疾患のある方のために、国や大阪府の指針はどのようになっているのでしょうか。またそれに伴って、岬町としてできる予防対策をどのように住民の方々に周知していくのか、ご答弁をお願いいたします。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 中国に深刻な大気汚染をもたらしております有害な微小粒子状物質PM2.5が飛来し、また3月末から5月にかけて黄砂とともに飛来量がふえると予想されており、健康への不安が高まっています。PM2.5は大気中に浮遊する粒子状物質の中で特に小さい2.5マイクロメートル以下の浮遊粒子物質で、自動車の排ガスや工場のばい煙などに含まれ、直径は髪の毛の30分の1程度と非常に小さいがゆえに肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されており、環境基準では大気1立方メートル当たりの1年平均値が15マイクログラム以下であり、かつ1日平均値が35マイクログラム以下と定められています。

国においては、国民への情報提供として環境省ホームページにPM2.5に関するページを開設しており、また大阪府においても微小粒子状物質PM2.5についての問い合わせも多いことから、府内の測定状況等についてホームページを開設し、1時間ごとの測定値を公表いたしております。なお、本町に最も近い観測局は泉南市役所となっております。また環境省は2月の27日に法的な警報や注意報に当たらない暫定的な指針を決定いたしました。指針では、1日平均の測定濃度が基準値の2倍に当たる70マイクログラムを超えると予想される場合、その目安として早朝の複数の濃度が85マイクログラムを超えた場合には、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすなどの注意喚起を都道府県が行うこととされております。

大阪府では、この環境省が示した指針に基づきまして3月1日から注意喚起が必要となった場合には、大阪市、堺市、北摂、北・中河内、南河内そして高石以南の12市町であります泉州ブロックの6つの地域ブロックごとに防災情報メールの配信により注意喚起をすとしたところがございます。なお、昨年4月からの大阪府内測定局のデータでは、暫定指針値を超えたことはございません。このことなどから本町におきましては広報紙等で防災情報メールへの登録を呼びかけてまいりたいと考えているところがございます。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 古橋部長、ありがとうございます。今朝のテレビのニュースを見ていますと、昨日熊本県で暫定基準値を超え110マイクログラムの数値が出たため、全国で初めて注意喚起をされたと

いうニュースを朝から目にしました。また昨日大阪府内でも5カ所で基準値を超えた報道がありました。そして天気予報を見ていますと、NHKの天気予報でしたが、3月8日は黄砂が偏西風によりたくさん飛んでくるとの天気予報も朝から見ました。いろいろと今週末にかけて飛んでくるようでありますけれども、先ほど答弁では泉南市のデータを使用するというものでありましたが、以前、私テレビで北京市内のテレビ局の報道の記者が血圧計ぐらいの大きさのコンパクトな測定値を見ながら報道したニュースを見ておりましたが、そういう器具があるのかなと思っています。値段もどのぐらい程度するのもよくわかりませんが、町独自でそういうものを準備して、独自で測定されるのも必要ではないかなと考えております。この辺、古橋部長、いかがでしょうか。

○田島乾正議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　注意喚起につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり都道府県が行うこととなっておりますので、現在のところ町独自の注意喚起は考えてはございません。ただ先ほど議員のご提案がございました独自の測定という部分につきましても財源の問題、また機器の精度の問題、それとあとその測る環境の問題等がございますので、なかなかすぐにはというところがございます。今のところ厳しい状況にあるのかなと思っております。また今後、きょうも朝から大阪府のホームページにアクセスをしても、アクセスが増加していつながらないというような状況もございますので、その辺も踏まえて、また大阪府からも協力要請があった場合には適切に対応できるよう、国とか大阪府の動きに注視してまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　ありがとうございます。今後泉南市の測定値が仮に暫定値を超えた場合は、町内の各保育所、各幼稚園、各小学校、中学校への連絡を密にとっていただき、子どもたちにも影響が及ばないよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、また町内の住民の方々にも周知の徹底もお願ひしたいと思ひます。これは答弁は結構です。

次の町営住宅の質問は、昨日竹原議員からも質問されましたので、これは重複してしましたので割愛いたします。しかし1点だけ要望をしておきたいと思ひます。まず昨日の質問の中でも答弁もございましたが、今回のPFI事業は建てかえ事業ということでありますので、それはそれで結構で、どんどん進めていただきたいと思ひます。しかし、今後急激に人口が減少される傾向にありますので、そこで若年層、子育て層が定住できる政策を強力に推し進めていただくことを町長にも改めてお願ひして、要望といたします。答弁は結構でございます。

3点目の深日火葬場について質問させていただきます。この建物については、以前平成23年9月議会において道工議員からも同様の質問をしていただいております。それから今まで全くそのまま

の状態であります。私のところに、特に深日の住民の方々から、この古い火葬場を解体して、その跡地と裏山の周辺に新たに墓地を整備してほしいとの要望を受けることがよくあります。この一般質問の通告を出すまでに長い間建物の窓ガラスは割れたままでありましたが、通告後墓参りに行くと、その窓ガラスが割れたところにはコンパネを張り、補修されています。また建物の裏側には、使用された骨つぼが山積みのまま大量に放置されています。環境的に大変よくない状態であります。この火葬場の解体には、ダイオキシンがあり特殊な解体工法になり財源の問題もあると思います。しかしどこかで解体の区切りをつけないといけないわけでありまして、深日火葬場の隣には、何十段もある階段を上り、山頂に墓地が整備されてあります。しかし墓参りには大変でありますので、近年は新規申し込みは全くないとのことでありまして、苦労なく墓参りができるように深日火葬場の跡地に墓地を整備し、多くの住民の要望にお応えいただきたいと考えます。担当部長の見解をお聞きいたします。

○田島乾正議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　淡輪火葬場に伴い、平成11年6月から稼働を休止しております深日火葬場は床面積が約90平方メートルあり、経年による老朽化が進み、特に煙突も劣化し、倒壊すれば周辺の墓石にも多大な被害が発生する危険性も予想され、解体の必要性が高いと認識いたしております。また施設の解体後は墓地として整備することが現実的な活用方法ではないかとも考えてございます。しかし施設の解体には、先ほど議員のご指摘もございましたようにダイオキシン類があると予想されることや、解体後の墓地整備には多額の費用が考えられることから、早急な解体等につきましては、現在の財政状況を考慮した場合、非常に厳しいものがあると考えているところでございます。また火葬業務は淡輪火葬場と深日火葬場で行うという前提のもと、当時特に老朽化が進んでいた淡輪火葬場を再整備したもので、また町全体の火葬業務を賄える能力もございますことから、深日火葬場については淡輪火葬場が万一故障等不具合が生じた場合の代替施設として位置づけたという経緯もございまして、淡輪地区との協議、調整も必要になると考えているところでございます。このことから、現在の施設につきましては施設巡回を徹底し、議員ご指摘の割れた窓ガラスのコンパネ補修のような補修を行いながら、また骨つぼ放置につきましては、啓発看板を設置するとともにバリケード等による対策を講じるなど適切な管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長　奥野　学君。

○奥野　学議員　ありがとうございます。正直、深日の火葬場を代替として、改めて使用するということとは不可能に近いのではないかと考えます。これはもう要望ですが、お願いしておきます。解体した後、有効活用策として跡地を墓地として整備し、多くの住民の要望に応えていただくことを強くお願いし、私の質問を終わります。答弁は結構です。ありがとうございました。

○田島乾正議長 ご苦労さんでした。奥野 学君の質問が終わりました。次に中原 晶君。

○中原 晶議員 おはようございます。日本共産党の中原 晶です。東日本大震災から2年を迎えようとしていますが、被災地ではいまだに約32万人もの方々が苦しい避難生活を強いられています。生活となりわいの再建を最後まで支援し、被災者とともに歩む支援が求められています。

昨年末の総選挙において安倍政権が誕生しアベノミクスなどと喧伝をしていますが、3本の矢は破綻が証明済みの大企業応援の政策であり、働く人の所得が減り続けているというデフレ不況の最大の要因にメスを入れない限り、景気も日本の財政も立て直すことはできません。消費税増税や社会保障の一層の切り下げが地域経済にも深刻な影響を及ぼすことは目に見えています。TPP参加交渉にも前のめりで、聖域なき関税撤廃が前提ではないと確認されたと言いますが、共同声明では全ての物品が交渉の対象とされること、TPPのアウトラインを達成していくことが確認されたのであります。アウトラインでは関税と非関税障壁の撤廃が原則であることが明記されています。TPPへの参加は農業や食の安全にとどまらず医療や労働など国民生活のさまざまな分野に影響し、日本の主権を脅かすもので、TPP交渉に踏み出すならば、岬町の住民にとっても無関係でなくなる重大な問題であります。

原発の問題でも米軍基地とオスプレイ配備でも改憲への志向でも、国民の願いに背を向けた現政権に危機を突破することができないことはいずれ明らかになることでしょう。国民への攻撃が厳しさを増す中で、地方自治体の役割は一層重要であります。岬町が住民の利益を守るよりどころとして、その役割と責務を果たすよう求めて質問を始めます。

町長の町政運営方針について質問をいたします。運営方針の中で、子育て支援策の取り組みが語られました。乳幼児医療費助成制度のさらなる拡充や学童保育の対象学年の拡大など、子育て環境の整備のための一定の努力は認めるところであります。充実が進む子育て支援策ですが、もう一方で、保育にすき間が生じている実態があります。具体的にお示ししますと、共働きで夫婦とも遠方の職場に通勤しており、保育所に子どもを送っていくと入社時刻に間に合わないといった事例や、学童保育が終わる夜7時までに子どもを迎えにいける時間には帰ってこられないなど、身近に子どもの面倒を見てもらえる家族や親戚がなく、子どもの保育にすき間が発生してしまうといったケースです。こういったすき間を埋める事業として全国の市町村で実施されているのがファミリーサポートセンター事業です。この事業の創設を求める立場から幾つか質問をいたします。

まず初めに、ファミリーサポートセンター事業とはどういった事業であるのか、具体例を挙げてお答えいただきたいと思います。あわせて大阪府下43市町村のうち実施自治体は幾つあるかお答えいただきたいと思います。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるよう子育ての手助けをしてほしい人、いわゆる利用者と、子育ての手助けができる人、いわゆる協力者が会員となりまして、アドバイザーを立ち会いのもと利用者とその対象の子ども、協力者とでペアリング、いわゆるマッチングを行うことによって地域の中でお互いに助け合っていく制度でございます。大阪府下の市町村においては、36市町で実施していると把握いたしています。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私の調べたところによりますと、大阪府下での実施市町村については37であるというデータを入手しておりますが、参考までに、そのうちで直営で実施しているのは20団体における実施でありまして、実施している市町村のうちの過半数において直営での実施という結果となっております。今ご紹介いただいたように、利用者と協力者が会員として登録をしてペアリングを行った上で保育のすき間を埋めるといった事業でありますけれども、中には数十分の援助があれば仕事と子育てが両立できるというケースもありまして、そのすき間が埋められないために現に苦しんでおられたり、場合によったら離職せざるを得ないという事例も発生しております。

昨年の夏、子ども・子育て関連3法が国会において成立いたしました。法そのものについては容認しがたい内容が含まれていると考える立場ではありますが、子どもたちの成長に寄与し、子育て家庭への支援となる事柄については大いに取り組むべきであると考えているものであります。その観点から、子育て支援策のさらなる充実の一つの施策として、ファミリーサポートセンター事業の創設を岬町においても求めるものであります。町長の町政運営方針でも、市町村子ども・子育て支援計画の策定に着手すると述べられていたとおり、3法のうちの一つである子ども・子育て支援法の中で、市町村は事業計画に従って子育て支援事業を実施することとされており、今後事業計画を策定することとなります。その際ぜひファミリーサポートセンター事業の創設についても前向きにご検討いただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 ファミリーサポートセンターにつきましては議員ご指摘のとおり、保育所までの送迎でありますとか保護者が病気や急用の場合には子どもを預かるなどの相互援助活動が主でございます。保育所におきましては、そのすき間を埋めるために広域入所という手段もございますが、その広域入所につきましては委託をする団体の待機児童数によって変わってくる場合がございます。このように現行の保育サービスとか一時預かり事業で補えない、手が届かない、届きにくいところを

補うという利点もございますが、子育て協力会員の確保やその養成が課題となっているということも
ございます。本町といたしましては、このファミリーサポートセンターにつきましては、平成25年
度に子ども・子育て関連3法に基づきます市町村子ども・子育て支援計画の策定に伴うニーズ調査も
必要となってまいります。この調査の中で必要性等を改めて検討して、計画の中で位置づけてまいり
たいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今後ニーズ調査も行いながら検討されるということでもありますので、先ほど申し上げ
たとおり現時点で実際に困っている家庭があり、今後も需要がふえることが予想されることから、前
向きな検討を求めておきたいと思っております。

次に教育行政について質問いたします。教育については昨日川端議員の会派代表質問での質疑、答
弁がありましたので、重複を避けて質問いたします。昨日の町政運営方針では、町長からいじめや体
罰の早期発見、早期解決を図るための環境整備について語られ、子どもたちの命と安全を守ることへ
の意欲が感じられました。子どもたちに行き届いた教育を保障するために必要な教員の配置や校舎の
老朽化対策など環境整備に努めていただくと同時に、一般行政と教育行政とは明確に分離して、中立
性と独立性を持つ教育委員会に対しての政治的な介入は行わないよう、改めてこの場で申し上げてお
きたいと思っております。

学校教育やスポーツの場における体罰、暴力が表面化し、その解決が社会全体に問われています。
大阪市立桜宮高校のバスケットボール部キャプテンが、顧問の教員から受けた繰り返しの体罰によっ
てみずから命を絶った痛ましい事件は私たちに大きな衝撃を与えました。改めて、失われた若い命に
対する哀悼の念を申し上げるとともに、ご家族をはじめとする皆様の心の傷が早く癒やされることを
願う立場から、原因の徹底した究明と再発防止を求めるものであります。今回の事件を受けて、いじ
めや体罰など子どもたちのかけがえのない命を脅かし、発達を損なう事態をなくすことは社会全体に
問われており、その解決は私たち大人の責任であります。子どもの心と体を傷つけ、苦痛を与える教
師による体罰は暴力行為そのものです。子どもの命を守るべき教師が安全であるべき学校現場におい
て体罰という名の暴力行為を行うことは、いかなる理由があっても絶対に許されるものではありません。
子どもの人権を尊重し、成長・発達を中心においた教育は、教師の専門性を高め、理性の力を発
揮することによって成り立つもので、体罰という権威に基づく威嚇や強制の入り込む余地は与えませ
ん。身体的な能力を伸ばすスポーツのあり方やスポーツ精神の発揮から見ても、スポーツの場におけ
る体罰、暴力は許されません。生徒の自主的な活動の場である部活動で、顧問の教員が体罰を加える
などあってはならないことです。しかしながら、残念なことに体罰が教育の場に存在する事実があり、

子どもたちの成長と発達を阻害しています。この問題を解決することは、まず第一に学校教育やスポーツの場で体罰、暴力は許されないという基本認識を持つことであると考えられるものであります。

教育委員会にお尋ねいたします。体罰や子どもの人権を侵害するあらゆる暴力について、岬町の教育委員会としてはどのような認識をお持ちか、この機会に確認しておきたいと思っております。あわせて体罰の実態把握と問題が発生した場合の対応についてもお聞きしておきたいと思っております。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 体罰や暴力は子どもに対する人権侵害でもありまして、決して許されない行為でございます。その根絶に向けまして、教職員に対する指導の徹底を図ってきているところでございます。まず認識という前に法的な規定について少し紹介させていただきたいと思っております。体罰の禁止につきましては、学校教育法第11条におきまして、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることができないと明記されているところでございます。体罰は、行政上の責任としましては地方公務員法第33条の信用失墜行為に当たる場合もあり、また同法第29条における懲戒処分に該当する可能性もあります。また教育職員免許法第11条における、教員免許状の取り上げということにもなる場合がございます。また体罰や暴力というものは、刑法上の責任としましては殴る、蹴るといった行為は暴行罪に当たりますし、また体を傷つけるといった行為は傷害罪、不当に長時間居残すというような行為は監禁罪に抵触するというおそれもあります。また民法上の責任としては、不法行為による賠償責任が問われるということがございます。

町教委の考え方でございますが、体罰は、子どもたちの人権を侵害するだけでなく心に深い傷を残し、児童、生徒や保護者のみならず社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであります。そして子どもたちを萎縮させ、自立を阻害し、不登校の原因ともなり得ます。体罰による指導によりまして正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童、生徒に力による解決への思考を助長させ、暴力容認の態度を生み出しかねません。いじめや暴力行為などの土壌を育むおそれもございまして、決して許されない行為であると認識しております。

現在の取り組みでございますが、大阪府教育委員会が作成しております体罰防止マニュアル、また不祥事に向けてというマニュアルがございまして、それを活用しまして体罰根絶に向けました教職員の研修等、また各教職員等によるマニュアルを活用した体罰防止のためのチェック項目というのがございまして、自己点検を行わせるとともに学校全体として体罰を許さない指導体制の確立を進めてきているところでございます。また中学校の部活動におきましても体罰はいかなる場合においても絶対許されないという認識を持って、その教育的意義を踏まえた指導の徹底を図っているところでござい

ます。

実態把握につきましては年間を通じて、これは体罰だけに限った話ではございませんが、体罰、いじめ、あるいは虐待とか児童、生徒の安全また安心を脅かすような行為があるのかないのか、また相談ができていのか等について、年に複数回以上、1学期に1回程度は子どもたちに無記名のアンケートをとるといふ実態把握に努めるとともに、これは児童、生徒、保護者に向けましては体罰等の事案の相談窓口の周知の徹底、また相談体制の充実を図っているところでございます。なお、現在のところ、体罰あるいは暴力事案として認知している事案はございません。なお、体罰事案の報告や情報が万一ございましたら、当事者にも事情をよく聞きまして、その背景や教員と子どもや保護者との意思の疎通状況などを十分に精査し、特に児童、生徒との一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点を重要視しまして、実態把握に努めたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまお聞かせいただきました岬町教育委員会の認識に対しては全面的に共感するものであります。体罰をはじめ子どもの人権を侵害し心身を傷つけるあらゆる暴力が学校教育の場に入り込むことなく、人権侵害の実態が認められた場合は全面的に排除一掃されるよう、今行っておられる努力方法も含めて引き続き努力をしていただくように求めておきたいと思っております。

引き続き、ごみ行政について質問いたします。町長は町政運営方針の中で、ごみの減量とリサイクルについて述べておられます。分別収集を進め、ごみの減量化に向けて改善を図っておられるところではありますが、家庭ごみについては、このたびは言及しておられません。家庭ごみの無料化を継続するという考えでおられるのか、念のため確認いたします。無料化を継続するおつもりか、そうでないのか端的にお答えいただきたいと思っております。これは町長にご答弁いただきます。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 端的に答えさせていただきます。私は、このごみの有料化等については当初無料化であるべきだという基本のもと、つまりごみは地方自治法に規定する自治体の固有の事務であるということを私は申し上げております。そういった観点から、それに乗っかって今後もさらに無料化を継続していきたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構です。ごみ行政にかかわって、不燃ごみの無料収集についてもお聞きしたいと思います。昨年2月末、不燃ごみの無料収集が行われ、多くの住民から喜ばれました。実施に当たってはさまざまな問題もあり、混乱もありましたが、不燃ごみの無料収集の再開が待たれております。改善を図りつつ定期的な収集を行うよう求めるものでありますが、町としての考えはいかがでしょうか。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 粗大ごみや不燃ごみの収集等につきましては、今現在住民の皆様にも定着してきたのではないかと考えているところでございます。しかし蛍光灯とか乾電池、瀬戸物、コップなどの食器類、ビニール傘など、単体では45リットルの袋になかなかいっぱいにならないという処分の方法についても、あわせてお問い合わせをいただいているところでございます。昨年2月に、これらのご要望に応える形で不燃ごみの種類を限定し、町内で一斉収集を行いました。しかし実際に排出されたものは自転車やソファなどの粗大ごみが大量に含まれており、当日の収集予定が4日間を要する結果となってしまいました。また、収集に4日間の日数を要しましたことから、集積場に新たな粗大ごみ等がふえていくという現象も起きたこともございまして、その結果、約80トン余りの粗大、不燃ごみを収集するということになりました。また住民の中には、対象品目以外のものは収集すべきでない、収集するからまた出されるんやという厳しいご意見もいただいているところでございます。収集品目や周知方法など、実施に当たっての反省点もあったかなと考えておまして、その実施方法を検討しているところでございます。また粗大や不燃ごみの有料化以降、年に数回、自治区経費により自主的に不燃ごみの種類を限定して収集を実施されている先進的な取り組みを行っておられる自治区もございまして、自治区が実施することにより周知等が行き届き、また問題なく実施されていると聞き及んでいるところでございます。このことなども参考にして、町一斉ではなく一定の収集エリアを区切って実施するという方法も有効な方法の一つではないかと考えておまして、自治区とも連携をしながら、蛍光灯や食器などの排出品目も限定して回収を行う方向で検討したいと考えているところでございます。つきましては自治区連合会等とも協議をさせていただいて、またご協力もいただきながら、できるだけ早い時期の実施に向けて最大限の努力をしてみたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 最後に最大限の努力をしていくという言葉で締めくくられましたので、それはぜひお願いしたいところでありますけれども、これまで私は何回もこの不燃ごみの無料収集はいつやるんですか、いつやるんですかとお聞きしてきました。それは公の機会といいますか、本会議それから委員会、またそれとはまた違う担当の職員の方のところへ足を運んでお聞きさせていただいたこともあります。何回もそういうことをやってくる中で、いつも実施方法を検討しているとおっしゃるばかりでなかなか実際に実施に移らないので、これはぜひともなるべく早い段階で実施していけるように検討を急いでいただきたいと思います。お答えの中で自治区との連携のことについて語られましたけれども、それは必要なことだと思いますが、自治区として不燃ごみ等の回収に取り組んでおられるところ

は、町がやれへんからやと言うところもあるんです。私は実際にそういう声を過去に聞いております。町が以前はやってくれていたのがやらなくなって、自治区の住民さんが困っているんやと、そやから自治区で努力して取り組んでいるんだと、非常な苦勞なんですよ、あの取り組みは。ですので、そういう声もあって努力して行っている自治区があるということはよく念頭に置いていただいて、ただ協力はしっかりと求めながら早期の再開を求めておきたいと思います。ごみ行政についてはこれで終わります。

最後の質問になりますが、生活保護基準の変更に伴う影響について質問いたします。安倍内閣は、来年度予算案における生活保護基準の削減を示し、ことし8月から3年をかけて生活扶助を6.5%、金額にして670億円、さらに期末一時扶助70億円も切り下げ、総額740億円もの支給額削減を行おうとしています。これは当然日本国中、全国の話でありますけれども、削減の影響は受給世帯の96%に及び、中でも子育て世帯の生活に重大な打撃を加えることが予想されています。今回の生活保護削減の方針は、1950年の保護法制定以来例を見ない大幅な削減幅となっています。法制定以降、基準の引き下げは2回行われております。2003年度に0.9%、2004年度に0.2%ということでありましたが、今回の削減は最大10%という大幅な引き下げ案が打ち出され、都市部では夫婦、子ども2人の4人世帯で一月に2万円もカットされるというケースが発生します。物価の下落を1つの大きな口実にしているんですが、物価を下げる要因となっているのはテレビやパソコン、冷蔵庫など、生活保護世帯の暮らしにはかかわりの薄い商品です。一方、光熱、水道、食料など、生活必需品の多くが下がっていないことは政府の示す統計でも明らかになっており、生活扶助の引き下げには道理がありません。加えて引き下げの根拠とされた社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果の捉え方にも問題があります。基準部会では年齢や世代構成ごとに生活扶助基準と低所得者世帯の生活費等を比較して、低所得者世帯の生活費を上回る生活扶助基準を切り下げる内容となっており、子育て世帯や子どもの多い世帯ほど削減率が高くなっています。もとより生活保護の不正受給や保護費をかすめ取る貧困ビジネスは厳しく対処しなければなりません。受給者の多くは節約に心がけ、つつましい生活を送っており、現在においても健康で文化的な生活を送れる状況ではないというのが実態であります。日本は先進諸外国と比較して生活保護の捕捉率が極めて低く、本来保護を受けるべき世帯のうちの2割にも満たない世帯しか生活保護を利用していないというのが実態であります。低所得者世帯の中には、当然生活保護世帯よりも所得の低い世帯が多く含まれており、低所得者世帯と比較して生活保護費のほうが多いという結論を導き出すのは引き下げありきのやり方で、憲法第25条で定めた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を、権力によって奪うものとなっております。

昨年自民党、公明党、民主党の賛成で成立した社会保障制度改革推進法では、自立、自助のかけ声

で医療や介護、年金のさらなる切り捨てを進めようとしており、生活保護基準の削減はその露払いとも言うべきもので、貧困の底なし社会をつくってしまいかねません。さらに生活保護基準削減の影響は受給者のみにとどまりません。保護基準は低所得者の暮らしを支えるさまざまな制度の適応対象の目安として連動する仕組みとなっているため、各種制度が利用できるかどうかを判定する際に生活保護基準を参照して決められている制度が多く、今回の法基準の削減が低所得者の暮らしにも影響が及ぶことが大いに懸念されます。私は保護基準の引き下げそのものに異議を唱える立場ではありますが、保護行政を直接担っていない岬町においては町独自でできる努力に限界があることも考慮いたしまして、保護基準の削減によって低所得者世帯への影響が発生すると懸念される問題を取り上げて、今回質問いたします。

低所得者の暮らしを支えるためにさまざまな制度が設けられていますが、町の事業において生活保護基準に関連する制度をお示しいただきたいと思います。あわせて、今回の保護基準の切り下げに伴って及ぶ影響についてもお示しいただきたいと思います。

○田島乾正議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　生活保護制度は、議員ご指摘のとおり、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とした国の制度でございます。現在国において、この保護制度の見直しの検討が進められており、年齢、世帯人員、地域差など検証結果を踏まえて、それらの影響の調整、また前回見直し以降の物価の動向を勘案するということや基準の見直し幅の上下限の設定や、25年8月から3年程度をかけて段階的に実施する激変緩和などが検討されているところでございます。また期末一時扶助等の見直しも行うとしております。

現在本町におけます生活保護を基準としました制度につきましては、能力に応じて負担をいただいております保育料や介護保険料の徴収基準、また介護保険の高額サービス費、障害者福祉サービスや自立支援医療など自己負担限度上限額など、主に福祉分野に多く、また要保護、準要保護児童、生徒の就学援助や幼稚園就園奨励補助などがございます。この生活保護基準が見直されることによりまして、その影響は2つあると考えております。まず1点目は生活保護基準の引き下げによりまして、これまで生活保護を受給されておられた方が受給できなくなる場合、これが1点目と考えています。また2点目は、この生活保護基準の引き下げにより、税制改正によって個人住民税の非課税限度額等が見直されて、これまで非課税であった方が課税世帯になる場合がございます。その影響につきましては種々制度によって異なりますので、例えば3歳児の保育料の徴収基準の法令によりますと、生活保護世帯の保育料は無料、ゼロ円でございますが、基準の見直しにより受給できなくなった場合は、1つ階層が上がりました非課税世帯となり、2,900円の保育料が必要となります。また2点目の非

課税限度額等の見直しにより、非課税世帯の方が課税世帯になった場合は、2,900円から8,100円と負担がふえることとなります。このように、あらわれる影響としては主に負担の増加としてあらわれてくるものと推察いたしております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただいたように、保護基準の削減によって、影響は2つあらわれるというふうにおっしゃられたとおりであります。1つは、現時点で生活保護を受給しておられる方が、基準が引き下げられることによって受給できなくなってしまうというケースが1つであります。もう一つが、基準の切り下げによって個人住民税非課税の限度額も引き下げられるというおそれがあるために、そのことに伴って新たな負担が発生したり、現時点で負担しているものがさらに負担がふやされるという、この2つが影響として考えられるわけです。今挙げていただいた影響の及ぶ制度ですけれども、福祉分野、教育分野についてお示しいたしました。

国民健康保険の中にも影響が及ぶ範囲がありまして、高額療養費制度というものについても負担がふやされるという悪い影響が出てくる可能性もありますし、これは町が行うことではありませんが、地域別の最低賃金についても影響が及んでくることが予想されます。また滞納処分における給与等の差し押さえの禁止額についても変わってくるものが、将来予想されるということになります。

低所得者を対象にした負担軽減策については、今後の税制改定の見直しに伴って個人住民税の非課税範囲が切り下げられる場合に発生するということから、来年度からすぐに影響が出るというものではありません。影響が出るとすれば再来年度以降ということになりますが、地方からも、国に対して住民を守る立場で発信をしていただきたいと思います。あわせて、低所得者の生活を支えるための制度の利用者が負担がふえることなく継続して制度を利用できるように町独自の努力を払うように求めるものであります。

ただいまご紹介いただきました各種制度ありましたが、中でも就学援助制度については市町村が独自で基準を設けて実施している事業であり、市町村の努力によって、経済的に困窮している家庭の子どもにも教育を受ける権利を保障できるといった制度であります。子どもの貧困の連鎖が社会問題化し、市町村の果たす役割は一層大きくなっております。就学援助制度とは、義務教育は無償とすると定めた憲法第26条に基づく制度でありまして、学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。就学援助は、生活保護受給世帯の児童、生徒である要保護者と、それに準じる準要保護者とに学用品代や給食費などが支給されるといった制度ですが、準要保護者の認定は市町村ごとに基準が設けられており、制度を利用している世帯にとっては力強い支えとなってお

ります。参考までにお聞きいたしますが、岬町での準要保護者は何人であるか確認しておきたいと思
います。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 準要保護者の現在の認定者数でございますが、小学生が124名、中学生が72名、
合計で196名であります。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 就学援助制度を利用できるかどうかの判定が市町村によって異なることは先ほど申し
上げましたが、岬町では何に基づいて判定が行われるのか、その基準をお答えいただきたいと思いま
す。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 判定の基準ということでございますが、生活保護制度に定められております最低生活
費を参考にいたしまして町で一定の基準を決めまして、それと申請のありました世帯の所得を比較す
るという方法をとっています。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 教育委員会では、毎年学校を通じて就学援助制度のお知らせを各家庭に配布されてい
ます。制度が利用できるかどうかは家族構成などに応じて判断されるので、具体的なケースを挙げて
お聞きしたいと思います。

4人家族で持ち家である場合を想定します。両親が2人とも40歳代、子どもは中学2年生と小学
5年生の2人という家族構成のケースでは、就学援助制度を利用できるのは、その世帯の年間総所得
額が幾らまでなら対象となるのか岬町の基準において目安の金額をお示しいただきたいと思いま
す。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 お尋ねのケースで現在の基準を当てはめると、222万円程度になると試算してお
ります。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 現在の基準において222万円程度というお答えでありました。先ほどのお答えで、
生活保護基準の中で定められている最低生活費を参考にして判定をするということでもありますので、
222万円というのは、その世帯において経済的には非常に困窮している生活保護世帯と変わらない
状況にあるか、生活保護世帯よりも経済的に困窮した家庭であるということでもあります。

今回の保護基準の改定においては、初めに申し上げたとおり、最大10%の削減が計画されてお
ります。就学援助の認定の基準が生活保護基準に準じるということでもありますので、基準の引き下げの

影響が及ぶことが懸念されるわけでありまして、今の例を参考にいたしますと222万円の10%が引き下げられるということになりますので、総所得額の基準が22万2,000円、10%引き下がるということになりまして、200万円を切る世帯が基準ということに読み取ることができると思います。この生活保護基準の引き下げが行われ、そのままそれが準用されるということになりますと、先ほどの世帯では200万円を下回る所得でないと、この就学援助制度が受けられないという結果になってしまいます。200万円から222万円の間の所得、例えば210万円の所得の家庭の子どもは、受けられていた制度が利用できなくなるという事態が発生する可能性があります。就学援助については町が独自に認定基準を設けていることから、保護基準の削減が就学援助の認定基準に影響するおそれのあるときは、町として努力を払っていただきたいと思います。具体的に申し上げますと、現在の認定基準から引き下げることにはしないでいただきたいと考えております。今制度を利用している家庭が引き続き利用できるようにするべきだと考えるものであります。その点についていかがお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 ご質問の件につきましては文書が参っておりまして、厚生労働省において予定されている生活保護制度に係る生活扶助基準の見直し案につきまして、政府、国のほうでございますが、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、多制度に生じる影響について対応方針を取りまとめたということございまして、これは大阪府教育委員会の手元でございますが、2月28日付の文書ございまして、そういう情報提供が教育委員会にも参っているところでございます。その内容を少し紹介させていただきますと、就学援助制度につきましては、25年度当初の要保護者云々で就学支援を受けていた者は、特に困窮していると市町村が認めた世帯については要保護者として補助申請を認める取り扱いとするという国の対応方針だという情報でございます。それに倣って、準要保護者についても国の制度を、国が自治体に説明した上で自治体で判断してくださいよという情報が流れてきているところでございます。要は、25年度については年度当初の制度を変えずにそのままやっちはどうかというような意味合いかなと捉えています。この辺を踏まえて来年度の対応を考えていきたいなということでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 通知が来ていたようで、来年度においては現時点で行っているものと制度を変えずにという通知があったということでありましたが、同時に自治体で判断するよということも書かれていたようであります。この保護基準の引き下げが就学援助制度に影響することを懸念して国会でも大いに議論となっております。田村厚生労働大臣は国会の答弁で、就学援助に影響が出ないように

調整したいと述べています。また下村文部科学大臣も、就学援助の基準が下がって、受けられない人が出ないようにしたいと発言しています。恐らく先ほどご紹介をいただいた通知については、こういった制度の考え方によるものかとは思いますが、この就学援助については2005年度から低所得の準要保護世帯への国庫補助が廃止され地方交付金化されたために、対象者の範囲も援助内容も自治体任せとなっております。支給水準を引き下げないようにと幾ら言っても、その財源的な保障は示されていないというのが事実であります。この生活保護の切り下げが行われる際の基準部会の報告書の中には、見直しの検討の際にはとりわけ貧困の世代間格差を防止する観点から、子どものいる世帯への影響にも配慮する必要があると明記されております。にもかかわらず子育て世帯と子どもの多い世帯に、より厳しい実施案となっており、その影響がただいま申し上げてきたとおり低所得者世帯にも及ぶことが大いに懸念され、就学援助等に影響するようであれば、学校への納付金の未納者がふえるなど学校運営への影響も避けられないことが予想されます。就学援助については国の方針の転換にも大きな問題がありますので、国庫補助に従前どおりに戻すことを国に対して求めることとあわせて、町独自の努力を改めて強く求めておきたいと思っております。通知のとおり、来年度においては当初制度を変えずにということであったということですが、その翌年度もその次の年も利用できるように努力していただきたいと強く求めて質問を終わりたいと思っております。

○田島乾正議長 ご苦労さまでした。中原 晶君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

○田島乾正議長 日程2、議案第1号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程2、議案第1号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、我が国の経済は、本年1月に策定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策による政策効果などにより、緩やかな回復の兆しがあらわれるものの本格的な回復にはなお時間がかかるものと見られております。本町の財政状況は、歳入につきましては日本業績の低迷や地価の下落等により、町税収入につきましては昨年度からさらに減少が見込まれることから、補助金や起債など特定財源の確保が重要となるとともに歳出におきましては少子高齢化の進展に係る社会保障関係費の増加に加え、公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、引き続き厳しい状況にあることに変わりはありません。

ません。

今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費及び不用額の調整などを中心に編成をいたしております。あわせまして国の緊急経済対策における補正予算と平成25年度当初予算を合わせた、いわゆる15カ月予算のもとで景気の下支えを行いつつ切れ目のない経済対策を実施するという国の考え方と歩調を合わせるため、本町におきましても国の補正予算を受けまして必要な補助事業を計上したところでございます。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億155万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,135万1,000円とするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては11ページから13ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、地方交付税につきましては、普通地方交付税といたしまして交付決定に伴い612万5,000円を計上するものでございます。

国庫支出金につきましては、3,621万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日小学校及び多奈川小学校に係る耐震補強事業、淡輪小学校エレベーター整備事業、多奈川小学校屋上フェンス改修事業に充当するための学校施設環境改善交付金3,202万1,000円、町道舗装繕計画策定事業に充当するための社会資本整備総合交付金275万円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては92万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害福祉サービスに充当するための障害者自立支援給付費負担金44万8,000円、障がいのある方の地域での生活を支援するための地域生活支援事業費等補助金27万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

寄附金につきましては、いずれも団体や個人からの指定寄附金といたしまして小学校寄附金10万円計上いたしております。

繰入金につきましては、421万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の編成を行うに当たりまして財源調整といたしてございました財政調整基金繰入金3,166万円を減額計上する一方、多奈川地区多目的公園内の企業誘致に係る土地売却に伴い多奈川財産区特別会計繰入金3,689万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしましては、平成23年度決算に伴い前年度繰越金1,527万4,000円を計上

いたしております。

続いて、3ページをご参照願います。町債につきましては、深日小学校及び多奈川小学校に係る耐震補強事業、淡輪小学校エレベーター整備事業、多奈川小学校屋上フェンス改修事業に充当するための小学校整備事業債3,590万円、逢帰ダム取水施設等の改修事業に充当するための農業水利施設整備事業債280万円、合計で3,870万円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、総務費につきましては、職員の退職に伴う分割支給分といたしまして一般職退職手当1,000万円を計上いたしております。

民生費につきましては578万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障がいのある方の地域での共同生活を支援するための障害者共同生活介護給付費179万6,000円、淡輪老人福祉センタープレハブ横の駐車場舗装工事130万円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費につきましては、下孝子柳池堤体改修工事50万円、逢帰ダム取水施設等の改修に係る農業水利施設保全合理化事業負担金286万1,000円、合計336万1,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、深日港活性化イベントの事業費の決定に伴い、実行委員会補助金の不用額調整といたしまして203万5,000円を減額計上いたしております。

次に土木費につきましては、多奈川港地区内の避難路の整備に係る分筆登記委託料134万1,000円、道路の既存ストックの老朽化対策に伴う町道舗装修繕計画策定業務委託料500万円、合計で634万1,000円を計上いたしております。

次に教育費につきましては6,364万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日小学校及び多奈川小学校普通教室棟に係る耐震補強工事監理業務委託料及び耐震補強工事を合わせて4,520万円、淡輪小学校給食搬送用エレベーター整備工事1,228万5,000円、多奈川小学校屋上フェンス改修工事605万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に公債費につきましては、不用額の調整といたしまして、地方債利子償還金671万9,000円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園内の企業誘致に係る土地売払に伴い、多奈川地区多目的公園管理基金への積立金2,117万5,000円を計上いたしております。

次に6ページをご参照願います。第2表繰越明許費をごらんください。平成25年度への繰越

が見込まれる事業といたしまして、農業水利施設整備事業ほか4事業とするものでございます。そのうち農業水利施設整備事業から小学校屋上フェンス改修事業までの4事業につきましては、本年1月15日に閣議決定されました国の補正予算（第1号）に伴うものでございます。また小学校耐震補強事業につきましては、昨年11月30日に閣議決定されました一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費及び東日本大震災復興特別会計予備費に伴うものでございます。なお、各事業に係る金額につきましては、ごらんとおりとなっております。

次に7ページをご参照願います。第3表債務負担行為補正をごらんください。火葬場指定管理事業及び阪南岬消防組合解散に伴う公債費負担金を新たに追加するとともに退職手当（分割支給分）の変更に伴うものでございます。なお、期間・限度額につきましてはごらんとおりとなっております。

続きまして8ページをご参照願います。第4表地方債補正をごらんください。農業水利施設整備事業を新たに追加するとともに、小学校整備事業の変更を行うものでございます。なお、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 6ページの繰越明許費の説明をいただいたところで、確認させていただきたいと思えます。先ほどの説明でいくと上4つと下1つが違う種類の補助のようなものを使うということのように聞き取ったんですけれども、その利用する予定の交付金等の正式な名称があれば確認しておきたいというのが1点と、それからこの5つの事業は今年度の補正として上げて、来年度も事業ができるということでもありますけれども、もともととしては来年度しようと思っていたものを今年度計画を立てたというふうを受けとめていいのか、そのあたりについて確認させていただきたいと思えます。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 予算書の6ページをお開き願いたいと思えます。ご質問がありました第2表の繰越明

許費でございます。5つの事業につきまして繰越明許を行うものですが、まず上の4つにつきましては、新しく自民党政権によります平成24年度の補正予算に伴います緊急経済対策として実施するものでございます。そして一番下にあります小学校耐震補強事業、これにつきましては自民党の前の民主党が行いました緊急経済対策といたしまして予備費、また震災特例特会によります予備費を原資といたしまして緊急経済対策でございまして、この5つのうち4つと1つはそういう形の区別をされているところでございます。そして上の4つにつきましては、今回緊急経済対策といたしまして、平成25年度に予定しているものを1年前倒しいたしまして、24年の3月に補正予算化いたしまして、そして繰り越しを行いまして自主的に25年度に執行すると、そのような内容でございます。またこの4つの事業につきましては国庫補助対象となっておりまして、国庫補助対象を除きました地方負担額の約8割から9割程度につきましては地域の元気臨時交付金という名称でございますけれども、そのような交付金の対象となりまして、それにつきましては平成25年度の補正予算等におきまして交付金が決定されましたら、それを原資といたしまして、また新たな投資的事業を行いたいと考えているところでございます。繰越明許費については以上でございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 15ページの小学校のエレベーターですけど、整備工事、ちょっと聞き漏らしたんやけど、どこを整備工事するのかと、このエレベーターについては大分古くなっているのかなと思うんですけど、耐用年数はまだまだいけるのか、その点2点お願いします。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 エレベーターにつきましては淡輪小学校の主に給食のコンテナを3階まで上げるというエレベーターでございまして、これは校舎が新設当時からでございますので、ちょっと年限がきっちり覚えていませんけれども、昭和51年に建築されたそのままでございます。現在の建築基準にはもう既に該当しなくなってきておりますので、巻き上げ装置とかそれから制御盤の交換などを行いまして安全性を確保して延命化を図ると、そういう事業でございます。

○田島乾正議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第2号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程3、議案第2号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件につきまして、概要を説明させていただきます。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,941万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,016万6,000円とするものでございます。まず歳入予算の概要につきまして説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載していますので、あわせてご参照願います。多奈川地区多目的公園内の企業誘致に伴う土地売り払い収入といたしまして5,941万4,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明いたします。同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。歳入予算で計上いたしております土地売り払い収入を財源といたしまして、多奈川地区財産区基金積立金2,251万8,000円、一般会計繰出金3,689万円6,000円、合計で5,941万4,000円を計上するものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件に

については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩したいと思います。

再開は午後1時ちょうどで再開いたしますのでよろしくお祈りします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○田島乾正議長 お諮りいたします。日程4、平成25年度当初予算に関する説明から日程16、議案第14号、平成25年度岬町水道事業会計予算の件までの13件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程4から日程16、議案第14号までの13件を一括議題にすることに決定しました。平成25年度当初予算に関する説明を求めます。副町長、中口守司君。

○中口副町長 日程4、平成25年度当初予算に関する説明及び日程5、議案第3号、平成25年度岬町一般会計予算の件から日程16、議案第14号、平成25年度岬町水道事業会計予算の件まで、合わせまして13件の提案の説明をさせていただきます。少々時間をいただき長時間になると思いますが、よろしくお祈りいたします。

それではまず平成25年度岬町一般会計予算の件について説明いたします。予算書2ページをごらんください。第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億1,300万円を計上いたしており、対前年度比7.4%の減となっております。なお、平成24年度予算では借換債の発行に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ3億7,020万円を計上いたしておりましたので、借換債を除く実質的な対前

年度比は、2.0%の減となっております。また、一般会計予算には国と大阪府、あわせまして2,813万3,000円の受託事業を計上いたしております。平成24年度には同じく2億6,595万4,000円を計上いたしておりましたので、さきの借換債とあわせまして受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比1.9%の増となっております。主な要因といたしましては、大阪府からの受託事業であります関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備事業が平成24年度で終了したことによるものでございます。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。債務負担行為設定事項は、退職手当（平成25年度退職者分割支給分）ほか2事業となっております。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。健康ふれあいセンター整備事業ほか9事業につきまして、起債の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては借入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページ、14ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載していますので、あわせてご参照願います。款1、町税につきましては21億7,502万2,000円を計上いたしております。景気回復の兆しが見られるものの、本格軌道には至っておらないことに加えまして、物価の下落や固定資産税に係る超過課税の一部引き下げなどの影響を受けまして、対前年度6,154万1,000円の減額となっております。

款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては2億9,002万7,000円を計上いたしております。平成24年度の収入見込み及び平成25年度の地方財政計画を踏まえまして、対前年度638万3,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況、平成24年度見込額や平成25年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度3,680万6,000円減額の18億2,819万4,000円を計上いたしております。内訳といたしまして普通地方交付税が15億6,319万4,000円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、障害程度区分認定審査会共同設置負担金の減少などに

より、対前年度1,169万5,000円減額の9,654万円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、多目的公園使用料の増加などにより、対前年度37万9,000円増額の9,561万1,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金の減少などにより、対前年度924万2,000円減額の3億3,626万7,000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、参議院議員通常選挙執行委託金の増加などにより、対前年度5,722万5,000円増額の4億1,791万8,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、多目的公園内の土地貸付収入の増加などにより、対前年度4,935万4,000円増額の6,558万7,000円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度12万1,000円増額の195万7,000円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度1,513万8,000円増額の1億8,467万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として、前年度の同額の1億5,000万円のほか、深日財産区・多奈川財産区などの特別会計繰入金2,546万6,000円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備受託事業収入の減少などにより、対前年度1億7,747万5,000円減額の1億8,302万3,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては、4億8,417万6,000円を計上いたしております。借換債の減少などにより、対前年度3億1,207万5,000円の減額となっております。なお、借換債を除く対前年度は、道の駅整備事業の増加などにより、5,812万5,000円の増額となっております。

次に歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては33ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、議会費につきましては、職員給与費の増加などにより、対前年度211万2,000円増額の1億1,268万3,000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、次回の固定資産評価替に向けた準備経費や参議院議員選挙及び町長選挙執行経費の増加などにより、対前年度1億70万6,000円増額の8億4,381万円を計上いたしております。新規事業といたしましては、本町の魅力や特性を町内外に発信し、まちのイメージアップを図り観光振興につなげていくためのマスコットキャラクターの製作事業に加え、災害発生

時に国や大阪府からの情報を受信するとともに住民に対する情報発信の拠点として対応できるよう本庁舎耐震診断事業を計上いたしております。

款3、民生費につきましては、障害福祉サービスに係る扶助費や後期高齢者医療広域連合負担金の増加などにより、対前年度8,974万7,000円増額の19億5,711万9,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、地域福祉計画策定事業のほか、シルバー人材センターの立ち上げに対する補助事業を計上いたしております。また、放課後児童健全育成事業の対象年齢をこれまでの小学校3年生から6年生へと引き上げを行うとともに、乳幼児等医療費助成事業に係る入院医療費助成の対象年齢につきましては、昨年度は小学校卒業年度末までに引き上げを行ったところではありますが、本年度はさらに中学校卒業年度末までへと引き上げることで助成制度の拡充を図ることとしております。

款4、衛生費につきましては、淡輪火葬場改修事業や多奈川谷川地区墓地改修事業などの新規施策の増加などにより、対前年度1,463万5,000円増額の5億9,105万円を計上いたしております。また、前年度からの拡充施策といたしましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診の検査項目について昨年度は新たに超音波検査の助成を行ったところではありますが、本年度はさらに検査回数を増加しております。また、がん検診などの保健事業につきましては、自己負担金の引き下げを行うことで受診率の向上を図ってまいりたいと考えています。

款6、農林水産業費につきましては、漁業集落排水事業特別会計繰出金の増加などにより、対前年度324万6,000円増額の3,951万3,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、第二阪和国道の整備を契機に海水浴場や観光・レジャー施設を活用した地域の活性化に向け（仮称）道の駅みさきの整備事業などの新規施策の増加などにより、対前年度4,367万4,000円増額の7,888万5,000円を計上いたしております。

款8、土木費につきましては、大阪府受託事業の関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備事業の減少などにより、対前年度2億3,785万1,000円減額の6億3,701万円を計上いたしております。新規施策といたしまして、町道畑山線から第二阪和国道淡輪ランプを結ぶ防災避難道路整備事業に着手するとともに、公募により新たに決定されますPFI事業者による町営緑ヶ丘住宅建てかえ事業を計上いたしております。

款9、消防費につきましては、消防の広域化に伴い、新たに泉佐野市以南の3市3町で構成する泉州南消防組合への負担金などが増加する一方、阪南岬消防組合負担金の減少などにより、対前年度3,250万1,000円減額の3億2,801万3,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、将来発生する懸念がある東海・東南海・南海地

震に係る被害想定を念頭に、現在の地域防災計画の抜本的な見直しを行う経費に加えまして、大地震や津波被害を想定し全町民を対象とした総合防災訓練経費を計上することで、さらなる防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。

款10、教育費につきましては、町民体育館耐震補強事業の減少などにより、対前年度8,327万円減額の4億8,090万9,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、小学校スクールバス整備事業のほか、中学校パソコン教室用コンピューターシステムの整備に係るICT環境整備事業費を計上いたしております。また、年次的に実施しています学校耐震補強事業におきましては、今年度は、淡輪・深日・多奈川の各小学校の管理教室棟などの実施設計費を計上いたしております。震災の教訓を踏まえまして、可能な限り早期に義務教育施設の耐震補強事業を終了させることで安全で安心な学校づくりを目指すものでございます。

款12、公債費につきましては、借りかえに伴う償還金の減少などにより、対前年度4億729万8,000円減額の10億5,728万円を計上いたしております。なお、借りかえを除く対前年度につきましては、3,709万8,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金などの基金積立金の増加により、対前年度1,380万円増額の3,172万8,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町一般会計予算でございます。

次に平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書110ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ770万円を計上いたしており、対前年度比187.4%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書114ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては116ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度188万4,000円減額の76万3,000円を計上いたしております。

款2、繰入金につきましては、本年度をもちまして貸付対象者からの定時償還及び地方債元利償還金が終了することに伴い、年度末に特別会計を閉鎖するために一般会計繰入金693万7,000円を新たに計上いたしております。なお、府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金の減少に伴い科目を廃止するものでございます。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書115ページをごらんください。なお、詳細につきましては117ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、

住宅新築資金等貸付事業費につきましては、運用管理費といたしまして、対前年度6,000円減額の7,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度235万4,000円減額の28万円を計上いたしております。

款3、前年度繰上充用金につきましては、平成24年度財源不足見込額といたしまして、対前年度738万1,000円増額の741万3,000円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書120ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ27億2,880万6,000円を計上いたしており、対前年度比1.5%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書126ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては128ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料及び退職被保険者等保険料の減少により、対前年度9,267万2,000円減額の6億2,822万4,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などといたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金の減少などにより、対前年度6,430万1,000円減額の4億8,967万4,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして、対前年度2,983万1,000円増額の1億2,395万3,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度5,757万5,000円増額の9億5,052万9,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、普通調整交付金の減少などにより、対前年度2,173万7,000円減額の1億1,531万円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の増加などにより、対前年度4,038万4,000円増額の2億6,035万5,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております

款10、繰入金につきましては、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金の増加などにより、対前年度989万4,000円増額の1億6,026万4,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の減少などにより、対前年度24万6,000円減額の49万3,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書127ページをごらんください。なお、詳細につきましては133ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度231万円増額の4,129万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の減少などにより、対前年度7,512万3,000円減額の19億6,326万7,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度153万5,000円増額の2億7,518万8,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度5万1,000円増額の36万9,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、対前年度7万3,000円減額の1万4,000円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度283万3,000円増額の1億1,619万9,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の増加などにより、対前年度2,746万9,000円増額の2億7,084万2,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度27万4,000円減額の2,898万円を計上いたしております。主な事業といたしましては、特定健診事業や生活習慣病予防対策事業に加えまして、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じて医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款10、公債費につきましては、一時借入金といたしまして前年度と同額の100万円を、款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などといたしまして前年度と同額の165万円を、款12、予備費につきましても前年度の同額の3,000万円をそれぞれ計上いた

しております。以上が平成25年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書150ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ2億5,097万5,000円を計上いたしており、対前年度比3.9%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の154ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては156ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、普通徴収保険料の増加などにより、対前年度984万2,000円増額の1億9,753万8,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度3,000円増額の4,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度43万7,000円減額の5,343万1,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、延滞金などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書155ページをごらんください。なお、詳細につきましては158ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度228万9,000円減額の179万8,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度1,169万7,000円増額の2億4,857万7,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の50万円を、款4、予備費につきましても、前年度と同額の10万円をそれぞれ計上いたしております。以上が平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書161ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ6億1,689万2,000円を計上いたしており、対前年度比1.0%の減となっております。

第2条の地方債につきましては予算書165ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の167ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては169ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度1,293万円減額の2億8,267万1,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、流域下水道債の増加などにより、対前年度910万円増額の1億9,820万円を計上いたしております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、前年度と同額の1,500万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入の減少などにより、対前年度2,000円減額の74万9,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の減少などにより、対前年度459万2,000円減額の1億1,115万8,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度188万7,000円増額の911万4,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書168ページをごらんください。なお、詳細につきましては172ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度414万円減額の1億738万9,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、公共下水道事業費の減少などにより、対前年度474万5,000円減額の1億1,968万円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費1,259万2,000円、公共下水道事業費1億708万8,000円となっています。

款3、公債費につきましては、地方債元利償還金などといたしまして、対前年度234万8,000円増額の3億8,982万3,000円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書186ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ1,380万9,000円を計上いたしており、対前年度比17.4%の増となっています。

続きまして事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の190ページをご

らんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては192ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度201万円増額の1,204万9,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料の増加などにより、対前年度9万4,000円増額の170万5,000円を計上いたしております。

款3、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金といたしまして、対前年度6万1,000円減額の5万4,000円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、延滞金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書191ページをごらんください。なお、詳細につきましては194ページに記載していますので、あわせてご参照ください。款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度35万6,000円増額の489万9,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度168万7,000円増額の891万円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件につきまして、説明いたします。予算書の197ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ16億6,327万2,000円を計上いたしており、対前年度比1.9%の増となっています。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めています。

第3条は歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書203ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては205ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,995万3,000円増額の2億8,237万円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度7,000円増額の3万3,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,340万3,000円増額の3億8,282万円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度1,623万7,000円増額の4億5,613万8,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、財政安定化基金支出金の減少などにより、対前年度444万2,000円減額の2億2,299万2,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度23万円増額の23万1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度1,453万3,000円増額の3億1,857万1,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億6,497万1,000円、介護給付費準備基金繰入金5,360万円となっています。

款11、諸収入につきましては、介護保険料延滞金などといたしまして、対前年度2万6,000円減額の11万7,000円を計上いたしております。なお、分担金及び負担金につきましては泉南市、阪南市との2市1町で共同設置しています介護認定審査会の事務局を平成24年度までの3年間は本町が担当していたことに伴い、この2市からの認定審査会共同設置負担金を計上していましたが、平成25年度からは阪南市が担当することに伴いまして科目を廃止するものでございます。

次に歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の204ページをごらんください。なお、詳細につきましては209ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、介護認定審査会費の減少などにより、対前年度2,457万2,000円減額の6,315万1,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度5,524万6,000円増額の15億6,599万3,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、介護予防事業費の増加などにより、対前年度1万4,000円増額の3,152万8,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましても200万円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。以上が平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきまして説明いたします。予算書226ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ1,645万8,000円を計上いたしており、対前年度比13.1%の増となっています。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の230ページをごらんくださ

い。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては232ページに記載していますので、あわせてご参照ください。款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などおいたしまして、対前年度158万1,000円増額の1,583万5,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、介護予防研究協力金おいたしまして、対前年度32万3,000円増額の62万3,000円を計上するものでございます。

次に歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の231ページをごらんください。詳細につきましては233ページに記載していますので、あわせてご参照ください。款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費おいたしまして、対前年度190万4,000円増額の1,645万8,000円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に平成25年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書235ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ931万円を計上いたしており、対前年度比18.8%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の239ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては241ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、財産収入につきましては、土地貸付収入の減少などにより、対前年度93万4,000円減額の292万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金おいたしまして1,000円を、款3、諸収入につきましても、預金利子おいたしまして1,000円を、それぞれ前年度の同額を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金おいたしまして、対前年度121万6,000円減額の638万8,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書240ページをごらんください。なお、詳細につきましては243ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の増加などにより、対前年度218万1,000円増額の777万2,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金おいたしまして、対前年度433万1,000円減額の53万8,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書の247ページをごらんください。第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ2,619万7,000円を計上いたしており、対前年度比2.4%の減となっています。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の251ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては253ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、財産収入につきましては、土地貸付収入の減少などにより、対前年度73万9,000円減額の2,172万1,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、対前年度2,000円増額の9,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度10万3,000円増額の446万6,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明いたします。予算書252ページをごらんください。なお、詳細につきましては255ページ以降に記載していますので、あわせてよろしく申し上げます。款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る財産区管理会経費の減少などにより、対前年度11万1,000円減額の651万6,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度52万3,000円減額の1,868万1,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に平成25年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきまして説明いたします。予算書の259ページをごらんください。第1条の予算総額といたしまして歳入歳出それぞれ4,645万7,000円を計上いたしており、対前年度比96.6%の増となっています。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の263ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては265ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売り払い収入の増加などにより、対前年度37万7,000円増額の153万円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,244万4,000円増額の4,492万5,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書264ページをごらんください。なお、詳細につきましては267ページ以降に記載していますので、あわせてご参照ください。款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度227万2,000円減額の777万1,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,509万3,000円増額の3,768万6,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。以上が平成25年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に平成25年度岬町水道事業会計予算の件につきまして説明いたします。予算書の271ページをご参照願います。第2条の平成25年度の業務の予定量につきましては、給水戸数7,800戸、年間総給水量199万2,000立方メートル、一日平均給水量5,460立方メートルを予定しています。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億5,065万4,000円、事業費5億6,036万9,000円を計上いたしております。

予算書272ページをご参照願います。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入4,279万6,000円、資本的支出2億1,543万円を計上いたしております。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億7,263万4,000円につきましては、過年分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めています。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しています。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

予算書273ページをご参照願います。第8条ではたな卸資産の購入限度額を、第9条では建設改良事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めています。以上、平成25年度一般会計予算のほか11会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、後日、開催が予定されています各常任委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的

質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 事業委員ではありませんので、3月8日の事業委員会に資料提出を要望するものです。新年度予算書に(仮称)道の駅みさきの土地購入費、設計委託料等4,360万円が計上されております。本件で先日質問したところ、採算面の損益計算等は26年度提出と伺っております。25年に既に4,360万円支出が発生するというので、住民の皆様から信託を受けている我々議員は採算面を確認せずに認めるわけにはいきませんので、要求するものであります。3月8日の事業委員会に採算面の数値が、どうしても難しければその確信例を提出してもらいたい。それとそのときには我々を納得する書類をしっかりと吟味した上で提出してもらいたいと思います。

また、あわせて先日の質問のときに町長が説明された集客の諸方策、関空中心に南回りの大阪湾ベイエリア構想とか、国また府との勉強会、深日港活性化、泉州市町会での要望等、集客に対する方策をいろいろ述べておられましたけれども、このあたりも詳しく、あわせて資料要求しておきます。

○田島乾正議長 ただいま資料請求の要求があったんですけど、これに対する答弁。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 今回道の駅に関する運営計画というのを私が前言しましたのは3月議会にて概算を公表させていただくということで、我々の予定ではこの27日の全員協議会を予定していました。今請求がございましたので、この事業委員長ともまた相談しながら8日の事業委員会で資料を提出できるように準備を進めておきます。

それと、あと集客に関することですが、ベイエリア構想、町長が発言しているものとか、あと深日港の活性化に向けて国、府、町が一丸となって勉強会も開いておりますので、そのあたりの構想についても資料を準備しておきます。

○田島乾正議長 よろしいですか。

○鍛冶末雄議員 お願いします。

○田島乾正議長 資料については、担当部長において常任委員会に理解のできる説明資料の提出を求めるよう申しつけておきます。

他に質疑ございますか。道工晴久君。

○道工晴久議員 2件ちょっとお伺いいたします。まずシルバー人材センターの補助金として上がっておりますけれども、全く我々はこの中身については知り得ておりません。運営する団体はどこなのか、

それとこの補助金は開設のための単年度の補助金なのか、今後も毎年補助金として収支をするのか、それと279万6,000円の算定基礎はどこにどうなっているのかどうか、それからほかに、町内でほかのグループがシルバー人材センターを設置したいと申し出があったときには同じように補助金を出すのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。あともう1件ありますが、後でもう一度聞かせていただきます。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まずシルバー人材センターにつきましては、今現在その活動をしようとする団体等について複数、例えばNPO法人でありますとか社団法人でありますとか、そういうシルバー人材センター的な活動を行っている、生きがいつくりを行っている団体がふえてきておりますので、その団体の中とか公募によりまして1つの団体に対して支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

またシルバー人材センターの補助金の考え方でございますが、設立と運営支援を行っていくという考え方でございます。一定、3年をめどとして見直していきたいと考えているところでございます。会派代表質問でも若干お答えさせていただきましたが、シルバー人材センターにつきましては、町の実情に合わせて、一度に法的な団体にしていくというのは非常に困難な状況があるなということもございまして、まず町独自の形のシルバー人材センターとして支援する団体を公募により決めていきたいと考えています。

それとシルバー人材センターの設立運営の補助金でございますが、3年をめどに一定見直しをかけたいと思っています。その積算につきましては、その事務局等に配置が必要になるであろう賃金等についての積算を、この岬町の臨時職員に置きかえた形で計算をしているというところでございます。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 公募によってやるということですから、ただ心配するのは、やはり地域が偏る可能性もあると思いますし、その辺をしっかりと公募の選考をやっていただきたいと思います。それからやはり開設当初には、備品関係等かなりのいろんな経費も要ります。このシルバー人材センターの運営そのものも、岬町の人口で果たして採算が合うかどうかという問題もあろうかと思えます。一般的には5万人ぐらいの人口がなければ、このシルバー人材センターの運営はできないと今まで言われていましたけれども、町のいろんな予算の中で執行されておりますものをある程度そちらに向けていけば、やっていけるのではないかという思いもいたしておりますけれども、その点、立ち上げさせるからにはしっかりと支援をやってあげていただきたい。本来は町行政がこれを全部やっていただいて、まとめていただくというのが本来の形だと思えますが、その点よろしく願いしておきたいと思えます。

要望に変えておきます。

もう1点、過日ビーチバレーのまち岬町でいろいろ計画を上げていただいております。ただ、どこ
の予算を見ましても何の予算もついていない。私、予算ゼロでほんとに魅力あふれるまちづくり、ビ
ーチバレーのまち岬町ができるのかどうか。皆から金を集めるというような時世でもございませぬし、
しっかりとこれを推進するのであれば、ひとつ予算化も考えていただきたい。特に大阪ビーチバレー
アカデミーという、こんな名称までつけて、いわゆる育成選手をやろうという本当に基本的な考え方
でやるわけですから大事なことだと思いますので、長く続けられるような、やはりそれぞれの団体が
やっていけるように予算化はいくらかでもやってやらんと運営はできないと思いますが、その点だけ
ちょっとお返事をお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 ビーチバレーにつきましては、役場が町政運営方針の中でもビーチバレーの
クラブチームを設立ということで、これにつきましては町の持ち出しは一切ございません。ただ個人
とか、個人の事業主、事業者の方それから企業のスポンサー等を募った中でクラブチームを立ち上げ
ていくと。これについては岬町単独という形がありますけれども、最終的にはオール大阪というよう
な形でスポンサーを募っていきたいと思っています。

予算につきましては、ゆめ・みらいの基金がございませぬ。それを使って一部予算執行していきたく
と考えていますので、よろしくお願ひします。

○道工晴久議員 結構です。

○田島乾正議長 よろしいですか。他に質疑ございませぬか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の件ですけれども、先日、私、勉強会のときに予算は一つもついてないかと言った
ときに、やはり室長は、これは一切町はつけへんということをはっきり言ったと思うんですけど、
きょうはなぜ、ゆめ・みらいの基金を使うとかそんなん言うてるのかな。

○田島乾正議長 それでは、今和田勝弘君の質問等々、その答弁がちょっと違うということで整理した
いと思います。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 クラブチームの立ち上げと、それとビーチバレーを行っている事業につつま
しては別の事業でございませぬ。

○田島乾正議長 別というのはもう少し説明してあげないと、どの事業とどの事業っていう説明をしな
いとわからん。

○南まちづくり戦略室長 クラブの立ち上げにつきましては平成25年度から行う新規事業となってお
りまして、今までやっておりますビーチバレーにつきましては、これはゆめ・みらいのほうから基金

を使って大会を運営しているということになりまして、別という形で解釈をいただきたいと思います。

○田島乾正議長 よろしいですか。

○和田勝弘議員 ちょっとわかれへんな。

○田島乾正議長 副理事、早野清隆君。

○早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 まずビーチバレーのまちのクラブチームの立ち上げなんですけれども、町としての補助というのは職員が事務局的な役割をするということの補助をしています。もう一つのゆめ・みらいの寄附金に対しては、今まで23回行ってきたビーチバレーの全日本女子選手権に対する補助金という考え方です。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ちょっとまだ意味がわからへんけど、ゆめ・みらい基金というのは団体か何かになるんですか、町の財政でしたよね。そうしたらやっぱり町から出るということですかね。私が聞いたのとまた話が違うと思うので、その点どうですか。そのときに全協のときに間違いやったら間違いで言うても結構ですけれど。

○田島乾正議長 副理事、早野清隆君。

○早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 ゆめ・みらい寄附金でご寄附をいただいた分に対して、予算の中にもあります全日本ビーチバレー選手権大阪マリンスフェスティバルの補助金として基金を使う予定でございます。それと立ち上げにつきましてはゆめ・みらい基金から、まずそちらに支出するという事は予定はしていません。

○田島乾正議長 どうですか。よろしいですか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今はえらいもう頭が悪いので、ちょっとわかりにくいんですけど、私が言いたいのは、町の金は一切使えへんということを知っていますので。やっぱりこれは町の金と違いますか。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 従来毎年やっている全日本女子ビーチバレー大会については今はゆめ・みらい寄附金というのが、これは私も担当も含めて各事業者等をお願いに行き寄附をもらって、それを基金にして置いて、そこから経費として出していくのが通常のビーチバレーの大会の経費であります。今回その全く使わないというのは、現在「ビーチバレーのまち」と言いながら先ほど道工議員がおっしゃるように、ほとんど観戦者も少なくなってきて、どうもビーチバレーがじり貧になってきているところから、今後ビーチバレーのクラブを立ち上げたらどうやねんという大阪府立大学との関係もあって、それで若い選手を育てていこうと。それによって、引いては全日本の選手権の代表が地元から出たり、またオリンピック大会に出たりするような、そういったクラブづくりをやっていこうということなの

ですが、これについては町の持ち出しは一切ないというだけで、先ほど強いてお手伝いというのは、町の窓口の中で事務連絡等々のそういったことは町が補助してやっていこうということでございますので、その予算が要らないというのはあくまでクラブを立ち上げることに對して要らないということとありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町の中の動きにというんですか、行政の中の動きにお金を使うという意味ですか、今の言っている意味だったら。このビーチバレーには使わないと。使わないけど、その活動に對して町の何もタッチをするということは職員が動くということで、今町長が言っているのは動きのないというんですか、それをするのに町の職員が動くためのお金を使うっていうように聞こえたが、それと違うんですか。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 ビーチバレーのクラブチームの事務局をまちづくり戦略室の中の企画担当に置いて、そこで事務局を担うということで、人的にいったら応援するというごこととご理解いただきたいと思います。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 とりあえず町の金は使わないという意味ですな。これを聞いていましたら。ご苦労さんやと思います。

○田島乾正議長 よろしいですか、答弁は。

○和田勝弘議員 はい。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号、平成25年度岬町一般会計予算の件から議案第14号、平成25年度岬町水道事業会計予算の件までの12件を会議規則第39条第1項の規定によりそれぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程17、議案第15号、岬町多奈川地区財産区有地の処分の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程17、議案第15号、岬町多奈川地区財産区有地の処分の件について説明いたします。

提案理由といたしまして、岬町多奈川地区多目的公園の企業進出に係る進出企業に多奈川地区財産区有地を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、議会の議決を要する財産の処分に関する契約の基準につきましては地方自治法施行令により定められておりまして、土地の処分につきましては面積については5,000平米以上、かつ契約金額については700万円以上の契約は議会の議決の対象となるところでございます。

それでは契約の内容について説明いたします。売り払いする土地の所在地、種別、面積につきましては、岬町多奈川谷川3351番136、雑種地、7,969.09平米、岬町多奈川谷川3351番137、雑種地、63.77平米、岬町多奈川谷川3351番138、雑種地、543.63平米、及び岬町多奈川東畑1083番18、雑種地、3,306.02平米、以上4筆合計11,882.51平米でございます。

次に処分価格につきましては5,941万2,550円。なお、参考に1平米当たりの処分単価は5,000円でございます。

次に契約の相手方につきましては、大阪府高石市高砂2丁目2番地5、株式会社クロセ、代表取締役社長、川本隆也でございます。なお、処分価格につきましては不動産鑑定士によります平成24年7月1日現在の不動産鑑定評価額に基づいております。具体的には、この鑑定評価によりますと、処分面積が1ヘクタール以上2ヘクタール未満の場合の鑑定価格は1平米当たり5,000円と鑑定評価されております。説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号、岬町多奈川地区財産区有地の処分の件を起立により採決します。本件は、

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○田島乾正議長 日程18、議案第16号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程18、議案第16号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について説明いたします。

本件につきましては阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち認定審査会の庶務を平成25年度から岬町から阪南市に変更することについて、関係市である阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは変更内容について説明させていただきます。議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市長、町長名等について審査会の庶務を岬町から阪南市に変更することに伴い、岬町長を阪南市長に、阪南市長を泉南市長に、泉南市長を岬町長に、また岬町を阪南市に、阪南市を泉南市に、泉南市を岬町に、また岬町議会を阪南市議会にそれぞれ改めるものでございます。

また附則といたしまして、第3項中この規約を阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約に変更するとともに、第5号、第6号に規定いたしております阪南市の規則名等に誤りがございましたことから、今回あわせて変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

審査会の庶務につきましては平成22年度から24年度の3カ年、岬町が担当していましたが、今後3年間のローテーションで阪南市、泉南市、岬町の輪番制で担当することとなっております。以上が阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程19、議案第17号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程19、議案第17号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件について説明いたします。

本件につきましても、先ほどの介護認定審査会と同様の改正を行うものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち認定審査会の庶務を25年度から岬町から阪南市に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

変更内容について説明させていただきます。議案の裏面及び新旧対照表をごらんください。変更する事項といたしましては、共同設置する市町について定めております第1条について、まず障害者自立支援法の改正に伴い、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に名称を変更するものでございます。

次に第5条から第12条に規定しております市長、町長名等について審査会の庶務を岬町から阪南市に変更するに伴い岬町長を阪南市長に、阪南市長を泉南市長に、泉南市長を岬町長に、また岬町を

阪南市に、阪南市を泉南市に、泉南市を岬町に、そして岬町議会を阪南市議会にそれぞれ改めるものでございます。

次に附則といたしまして第2項中「この規約」を「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約」に名称を変更するものでございます。

また附則といたしましては、この規約は25年4月1日から施行するものでございます。

審査会の庶務につきましては先ほどの介護認定審査会と同様、3年間のローテーションをもって阪南市・泉南市・岬町の輪番制で担当することとなっております。以上が阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程20、議案第18号、町道路線の廃止及び認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程20、議案第18号、町道路線の廃止及び認定の件につきまして説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項

及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

道路法第10条第2項の規定によりますと、起点もしくは終点、またそのいずれともが変更する場合においては、旧路線の廃止及び新路線の認定のおのおの手続を要することとされております。

廃止の内容につきましては、裏面の町道廃止調書をごらんください。路線番号2162、路線名緑西線、路線の起点といたしまして深日2478-1番地、終点は深日2412-9番地、延長は327.4メートルでございます。この路線につきましては府道岬加太港線から緑8丁会を通り緑1丁会に通じる路線であり、終点部分を変更するため一旦廃止するものでございます。

認定の内容につきましては新規道路認定調書をごらんください。まず先ほど廃止の説明をさせていただきました路線番号2162、路線名緑西線、路線の起点といたしまして深日2478-1番地、終点を深日3272-1番地、延長は370.4メートルに変更するものでございます。この路線につきましては、先ほど説明しました終点部分を変更したものでございます。

続きまして路線番号3166、路線名多目的公園1号線から下に行きまして路線番号3172、路線名多目的公園7号線までの7路線は、岬町多奈川地区多目的公園いきいきパークみさき内にあります道路を町道として認定するものでございます。多目的公園につきましては、平成18年より大阪府から受託事業として岬町が整備を進めてまいりましたが、平成24年末をもって施設の整備が完了することとなります。現在進めております企業誘致に伴う開発工事等には道路法に定められた道路等に接道する必要があるため、多目的公園内の道路について町道路線の認定をお願いするものでございます。

本件につきましては事業委員会に付託するものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の廃止及び認定の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

再開は午後2時50分からです。よろしくお願いいたします。

(午後 2時34分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

その前に私から運営上についてひとつご協力方を申し上げたいと思います。先ほどの質疑、応答の中でルールを逸脱した行為がございましたが、今回は答弁が明確でなく質問者が納得できてなかったので私の判断で許可をしましたが、今後このようなことがないように、答弁者におきましても明確な答弁を求めておきます。また質問者もルールを守っていただくよう、私からお願いを申し上げておきます。

○田島乾正議長 日程21、議案第19号、岬町男女共同参画推進条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程21、議案第19号、岬町男女共同参画推進条例を制定する件につきまして説明いたします。

まず提案理由につきましては、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取り組みをまち、町民、教育関係者及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものであります。

なお、本条例(案)の制定に当たっては、学識経験者、町内各種団体の代表者及び公募による委員の10名により構成されました岬町男女共同参画推進懇話会での審議内容及びパブリックコメントによる住民意見などを反映した条例(案)となっております。

それでは本条例の概要を説明させていただきます。議案書の裏面をごらんください。本条例は全文20条から成る本則及び附則で構成されております。まず全文につきましては条例制定の趣旨を記載しており、第3条に規定する基本理念に基づき男女共同参画社会の実現に必要な取り組みをまち、町

民などが一体となって総合的に進めることを定めております。

次に第1条には目的を規定しておりまして、この条例は男女共同参画社会による推進に関する基本的な事項を男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に行うことにより、その実現に寄与することを目的としています。

次に第2条におきましては、この条例に用います男女共同参画社会の形成、積極的改善措置、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及びパワーハラスメントの用語についての、その定義を定めております。

次に第3条におきましては、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念を定めておりまして、第1号ではあらゆる差別を受けることなく男女の人権が尊重されること、第2号では性別による固定的な役割分担等に基づく制度または慣行が改善されること、第3号ではさまざまな方針の立案及び決定に男女が平等に参画する機会が確保されること、第4号では家事、育児、介護等の家庭生活と仕事などの活動の両立が図られること、第5号では生涯にわたる性と生殖に関する事項はみずからが決定する権利が尊重されること、第6号では男女間のあらゆる暴力は人権侵害に当たり、あらゆる暴力が根絶されること、この6つを基本理念として推進することを定めております。

次に第4条から第7条までは町、事業者などの責務を規定しております。まず第4条におきましては町の責務等を規定しておりまして、町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有すること、また男女共同参画の推進に関し国、府との連携及び町民等と協働して取り組むことを規定しております。

次に第5条においては町民の責務を規定しておりまして、町民は、基本理念に基づき、あらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう規定しております。

次に第6条におきましては教育関係者の責務を規定しておりまして、教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう規定しております。

次に第7条におきましては事業者の責務を規定しておりまして、事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保と仕事と家庭生活における活動とが両立できる環境の整備に努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう規定しております。

次に第8条におきましては性別による権利侵害を禁止することについて規定しておりまして、全ての人はあらゆる分野において性別を理由とする権利侵害及び差別的取り扱いを行ってはならないこと、また人権侵害となるセクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及びパワーハラス

メントを行ってはならないことを規定しております。

次に第9条におきましては公衆に表示する情報に関する配慮について規定しておりまして、全ての人は、公衆に表示する情報については性別による固定的な役割分担を助長する、異性に対する暴力的行為を助長する、その他人権を侵害する性的な表現を行わないように努めることを規定しております。

次に第10条におきましては岬町男女共同参画プランの策定について規定しておりまして、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画プランを定め公表しなければならない。またこのプランの策定に当たりましては男女共同参画審議会に意見を聞くとともに、町民等の意見を反映しなければならないと規定しております。

次に第11条におきましては施策の策定に当たっての配慮について規定しておりまして、町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実行するに当たっては男女共同参画の推進に配慮することを規定しております。

次に第12条におきましては附属機関等における委員の構成について規定しておりまして、町は、設置する附属機関などの委員の任命または委嘱に当たっては、男女いずれかの一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないように努めなければならないことを規定しております。なお、この10分の4未満については、国の第3次男女共同参画基本計画において、国の審議会委員の構成における女性委員の目標値と同一といたしております。

次に第13条におきましては町民等の理解を深めるための措置について規定しておりまして、町は、男女共同参画に関する町民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発など、必要な措置を講ずることを規定しております。

次に第14条におきましては積極的改善措置について規定しておりまして、町は、男女共同参画の推進のため、町民等と協力して積極的改善措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めることを規定しております。

次に第15条におきましては推進体制の整備について規定しておりまして、町は男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めることを規定しております。

次に第16条におきましては調査研究についての規定でございまして、町は男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を推進施策に反映させることを規定しております。

次に第17条におきましては被害者支援について規定しておりまして、町はセクハラ等のあらゆる性に基づく人権侵害を防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者に対し相談及び各種

制度のあっせんなど必要な措置を講ずること、またDV被害者からの申し出により被害者の緊急一時保護に努めることを規定しております。

次に第18条におきましては苦情等及び相談の申し出について規定しておりまして、町長は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する町民等からの苦情また意見に対して適切に対処するとともに、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことに伴う相談についても適切に対応することを規定しております。

次に第19条におきましては岬町男女共同参画審議会に関することを規定しておりまして、男女共同参画プランの策定に当たって必要な意見を聞くため、また男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会を置くことを規定しております。

第20条におきましては委任規定、規則委任に関する規定でありまして、この条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で定めることを規定しているところでございます。

次に附則といたしまして、第1項は条例の施行期日を定め、本条例は平成25年4月1日から施行すること、また第2項には経過措置を定めまして、この条例とあわせて策定した第2次岬町男女共同参画プランは本条例第10条の規定により策定され、及び公表されたものとみなすとしております。最後に第3項の規定には男女共同参画審議会の委員にお支払いする報酬等を定める必要があるため、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うことといたしております。以上が岬町男女共同参画推進条例の概要であります。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町男女共同参画推進条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定

しました。

○田島乾正議長 日程22、議案第20号、岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程22、議案第20号、岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件について説明いたします。

提案理由といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときには、同法に準じて市町村対策本部を設置しなければならないとされたことに伴い、岬町新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例（案）の内容につきまして説明させていただきます。議案書の裏面をご参照ください。まず第1条につきましては条例の趣旨を規定いたしております。新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき岬町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に第2条では組織について規定しており、組織は本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ必要な職員を置くことができる旨を規定するとともに、本部長、副本部長の職務について定めております。また法律の規定により、本部長には町長をもって充てることを規則で定めることといたしております。

次に第3条の会議につきましては、本部長は必要に応じて対策本部の会議を招集する旨を定めるとともに、府、国の職員など町職員以外の出席についても定めておるところでございます。

次に第4条では、部の設置について必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる旨を規定いたしております。

次に第5条につきましては、補足といたしまして、条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定めることを定めております。

次に附則といたしまして施行期日につきましては新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。以上が新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する件については、
会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しま
した。

○田島乾正議長 日程23、議案第21号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程23、議案第21号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例を制定する件について説明いたします。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法等による介護保険法の一部改正に伴い、これまで
厚生労働省令で定めていた地域密着型介護サービス事業に係る人員、設備等に関する基準に関し条例
で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

それでは条例(案)について説明をさせていただきます。議案書裏面をごらんください。なお、本
条例(案)につきましては第1章から第11章までの章立てとなっており、全部で205条と非常に
条項が多岐にわたりますので、説明につきましては、本議案書とあわせて送付させていただいており
ます岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概
要で説明させていただきたいと思っております。

まず条例制定の背景といたしましては、提案理由にもございましたように地方分権一括法が制定さ

れまして、それらの中で介護保険法等についても改正がございました。これまで法律や省令で定められておりました基準等について市町村の条例で定めることとされたものでございます。

次に条例で基準を定める地域密着型サービスの内容について説明させていただきます。指定地域密着型サービスは平成18年の介護保険法の改正により創設されましたサービスで、高齢者が要介護状態になってもできる限り地域で生活できるようにする観点から、日常生活圏域ごとにサービスを提供するもので、表にお示しをいたしております定期巡回・随時対応型訪問介護看護など8項目のサービスとなっております。またその事業指定等の事務につきましては平成18年度に権限移譲がされまして、現在法律で定められている基準等により本町が事務を行っておりますが、今回このサービスについて人員、設備等の基準を条例で定めるものでございます。なお、表ではサービスの名称の下に条例の条項を、また参考として右側にサービスの内容をお示ししているところでございます。また本町が現在指定しております指定地域密着型サービスにつきましては2ページに記載いたしております④小規模多機能型居宅介護で1カ所、ひらり、⑤認知症対応型共同生活介護で1カ所、グループホームなぎさとなっております。

次に条例で定める内容でございます。条例では8項目の地域密着型サービスごとに一般原則のほか人員や設備、運営基準及び指定に関する基準等を定めており、その定めるべき主要内容とそのサービスの種類について表に整理いたしております。表の一番上の大項目、一般原則につきましては全サービスにおいて基準を定めております。

次に指定に関する基準では申請者の資格については全サービスに、入所定員につきましては地域密着型介護老人福祉施設サービスに基準を設けております。

次に基本方針につきましては全サービスに、また人員に関する基準の従業者とその員数については全サービスに、管理者につきましては地域密着型介護老人福祉サービスを除く全サービスに、また代表者につきましては小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスにおいて基準を定めておるものでございます。

次に設備に関する基準の居宅面積につきましては小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設及び複合型サービスに、利用定員につきましては小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び複合サービスに、設備・備品等の内容につきましては全サービスにそれぞれ基準を定めております。

また運営に関する基準では内容・手続の説明と同意など全サービスに基準を定めておりますが、この表に記載している以外の事項につきましてもそれぞれのサービスの内容に準じて基準を定めておるところでございます。

3ページをごらんください。次に条例制定に当たっての考え方について説明させていただきます。条例制定に当たっては地域の実情を十分に参酌することとなっておりますが、現時点では国の基準と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないと考えていることから、原則として国の基準に準じた基準といたしております。ただし記録の保存年限につきましては返還請求の時効、5年でございますが、その時効との整合を図り、不正請求などの返還事務に支障が生じないようにするため大阪府においても条例で国の基準と異なる基準を定めていることから、大阪府条例に準じ記録の保存年限をサービスを提供した日から5年間という定めをいたしております。

次に附則といたしましては、施行期日につきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。また経過措置として、これまでの介護保険法の改正等により定められております経過措置について今後も適用していく必要があることから、本条例においても同様の経過措置を設けております。以上が岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程24、議案第22号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程24、議案第22号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件について説明いたします。

提案理由といたしましては先ほどの地域密着型サービスと同様でございまして、地域分権一括法等によりまして介護保険法の改正に伴い、この基準について条例で定めることとなったことから、本条例を制定するものでございます。

それでは条例（案）について説明させていただきます。議案書の裏面をごらんください。この条例（案）につきましては先ほどと同様、非常に条項が多岐にわたっておりますので、あわせて送付させていただいております概要で説明させていただきたいと思っております。

まず条例の背景としましては提案理由にありましたように、また先ほどの地域密着型サービスの基準と同様に、この基準について市町村の条例で定めることとされたことに伴うものでございます。

次に条例で定める地域密着型介護予防サービスの内容でございますが、指定地域密着型介護予防サービスは18年度の介護保険法の改正により創設されたサービスでございまして、高齢者が要支援状態になってもできる限り地域で生活ができるようにする観点から、日常生活圏域ごとにサービスを提供するものでございまして、3項目のサービスとなっております。またその事業指定等の事務につきましては権限移譲がされてございまして、国の基準に基づきまして現在町のほうで事務を行っているところでございます。また、この表には3項目のサービスとその下には条項、またサービスの内容については右側に参考でお示しさせていただいております。また本町が指定しています地域密着型介護予防サービスにつきましては介護予防小規模多機能型居宅介護1カ所、ひらり、介護予防認知症対応型共同生活介護グループホーム、なぎさとなっております。

次に条例で定める内容でございます。条例では3項目の地域密着型サービスごとに一般原則のほか人員や設備、運営基準及び指定に関する基準等定めてございまして、その定めるべき項目とサービスの種類について表に整備いたしております。一番上の大項目の一般原則、また基本方針、指定に関する基準につきましては全サービスに、また人員に関する基準につきましては従業者とその員数、また管理者については全サービスに、代表者につきましては②介護予防小規模多機能型居宅介護と③介護予防認知症対応型共同生活介護に基準を定めております。

設備に関する基準では居室の面積については②の介護予防小規模多機能型居宅介護と③介護予防認

知症対応型共同生活介護に、設備・備品等の内容については全サービスに、また運営基準に関しましては内容・手続等の説明と同意ほかにつきましてほとんど全サービスについて基準を定めているところでございます。

また効果的な支援の方法に関する基準につきましても基本取り扱い方針、具体的取り扱い方針とも全サービスで基準を定めているところでございます。また上記以外の基準につきましても個々のサービスの内容に応じて定めているところでございます。

条例の制定の考え方につきましては、先ほどの議案第21号と同様に国または大阪府の基準に準じた基準といたしておりまして、記録の保存年限だけが時効の関係もありまして国の基準とは違う基準を用いているというところでございます。

次に附則といたしましては、施行期日につきましては平成25年4月1日から施行するとしておりまして、経過措置につきましても、介護保険法等の改正により定められている経過措置について本条例についても同様の経過措置を設けているものでございます。以上が岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程25、議案第23号、岬町道路の構造の技術的基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程25、議案第23号、岬町道路の構造の技術的基準を定める条例を制定する件につきまして説明いたします。

提案理由といたしまして地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準に関し条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。今回の条例の制定の背景といたしまして、国が地方に優越する上下の関係から対等な立場へと転換し、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくために地域主権改革を進めております。こうした取り組みとして、国の義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権改革一括法が平成23年5月2日に公布され、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に加え基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ第2次地域主権改革一括法が平成23年8月30日に公布され、法律が整備されたところであります。本条例は第1次地域主権改革一括法により道路の構造の技術的基準について条例を任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは岬町道路の構造の技術的基準を定める条例（案）の概要について説明いたします。第1条におきまして本条例の趣旨について、第2条はこの条例における用語の意義は道路法及び道路構造令の規定を準用するとしております。第3条はこの条例における道路の区分は道路構造令で定めるとしてあります。第4条から第12条までの道路の車線、路肩、停車線、歩道などの横断面の構成を規定しております。第13条は設計速度を規定しております。第14条から第22条と第24条、第25条は道路の線形において道路の曲線部、縦断勾配、横断勾配及び視距の基準を規定しております。第23条と第26条、第36条、第37条は舗装及び道路構造物の排水施設やトンネルなどを規定しております。続きまして第27条から第29条は平面及び立体交差の基準を規定しております。第30条から第35条は道路の附属物である待避所や交通安全施設等を規定しております。第38条と第39条は道路の工事の特例を規定しております。第40条と第41条は自転車道や歩道を専用にするための構造等の基準を規定しております。なお、第42条はこの条例の施行に関し必要な事項につきましては町長が定めることとしております。最後に附則にて、施行期日は平成25年4月1日から施行す

るものと定めております。以上が本条例（案）の概要でございます。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町道路の構造の技術的基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程26、議案第24号、岬町道路標識の寸法に関する条例を制定する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程26、議案第24号、岬町道路標識の寸法に関する条例を制定する件につきまして説明いたします。

提案理由といたしまして地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、道路標識の寸法に関し条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。今回の条例の制定の背景は先ほどの23号と同様でございます。本条例（案）は第1次地域主権一括法により道路標識の寸法について条例に任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは岬町道路標識の寸法に関する条例（案）の概要について説明いたします。第1条におきまして本条例の趣旨を定めております。

第2条はこの条例における用語の意義は道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定を準用するものとしております。

第3条は道路標識の寸法は別表に定めるとしております。

最後に附則にて、本条例の施行期日は平成25年4月1日から施行するものと定めております。以上が本条例（案）の概要でございます。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町道路標識の寸法に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程27、議案第25号、岬町特定道路の構造に関する基準を定める条例を制定する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程27、議案第25号、岬町特定道路の構造に関する基準を定める条例を制定する件につきまして説明いたします。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定道路の報道に関する基準の条例を定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

今回の条例の背景は先ほどと同様でございます。

それでは岬町特定道路の構造に関する基準を定める条例(案)の概要につきまして説明いたします。

第1条におきまして本条例の趣旨について、第2条は、この条例における用語の意義は道路法、道路交通法、道路構造令及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の規定を準用することとしております。第3条から第10条までは歩道の構造基準を規定しております。第11条から第16条までは立体横断施設に設けられるエレベーター、傾斜路、エスカレーターなどの構造基準を規定しております。第17条から第18条までは乗り合い自動車停留所の構造基準を規定しております。第19条から第29条までは障害者用駐車施設の構造基準を規定しております。第30条から第33条までは移動等円滑化のために必要な施設基準を規定しております。第34条は、この条例の施行に関し必要な事項につきましては町長が定めるとしております。最後に附則1にて、施行期日は平成25年4月1日から施行するものと定めております。また附則2から附則6までは経過措置を規定しております。これが本条例(案)の概要でございます。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特定道路の構造に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程28、議案第26号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定

する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

- 末原都市整備部長 日程28、議案第26号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定する件につきまして説明いたします。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置基準に関し条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。今回の条例制定の趣旨といたしましては地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これに伴いこれまで国が定めていた都市公園の設置基準や都市公園等のバリアフリー化に関する構造基準等について、都市公園法施行令及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令において定める参酌基準を参酌し、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

それでは岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の概要につきまして説明いたします。第1条におきまして本条例の趣旨について、第2条は、この条例における用語の意義は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条に定める公園管理者等特定公園施設道路の規定を準用することとしております。第3条から第12条は、国が定めた参酌基準を用いて策定しており、園路、広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識などの構成を規定しております。第13条は、特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうちの1つ以上は園路及び広場の出入り口付近に設けなければならないとされております。第14条は、災害等による一時使用については、この条例の規定によらないことができるとしております。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでいますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

- 田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程29、議案第27号、岬町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を制定する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程29、議案第27号、岬町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を制定する件につきまして説明いたします。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準に関し条例で定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。今回の条例の背景につきましても先ほどと同様でございます。この改革によりまして、公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例に任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは岬町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例(案)の概要につきまして説明いたします。まず第1条におきまして本条例の趣旨を定めております。第2条は、この条例における用語の意義は下水道法の規定を準用することとしております。第3条は排水施設の構造の技術上の基準につきまして第1号から第10号に規定しております。第4条は適用除外とされる下水道の種類を第1号から第2号に規定しております。第5条は、この条例の施行に関し必要な事項につきましては規則に委任することとしております。最後に附則にて、本条例は公布の日から施行するものと定めております。以上が本条例(案)の概要でございます。

本件につきましても事業委員会に付託されるものと聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程30、議案第28号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程30、議案第28号、障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件について説明いたします。

提案理由といたしましては障害者自立支援法の改正に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。関係条例につきましては4条例ございます。条例(案)の内容について説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。まず第1条につきましては岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正するもので、第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改め、「第5条第12項」を「第5条第11項」に法改正により生じる条項ずれを改めるものでございます。

次に第2条の岬町老人医療費の助成に関する条例及び第3条の岬町国民健康保険条例の改正につきましては「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改めるもので、また施行令名についても改めるものでございます。

次に第4条につきましては岬町消防団員等公務災害補償条例を改正するもので、第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

に法律名を改め、「第5条第12項」を「第5条第11項」に法律改正に伴い、改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては平成25年4月1日から施行するとしております。ただし第1条及び第4条における「第5条第12項」を「第5条第11項」に法律により生じる条項ずれを改める部分につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。なお、障害者自立支援法の改正内容は主に障害者の範囲に難病患者等が加わることやケアホームがグループホームへの一元化などが主な内容になっておりまして、法改正によってこの改正する4つの条例に影響を及ぼすことはございません。以上が障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例(案)の概要でございます。

本件は総務文教委員会及び厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生各委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生各委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生各委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程31、議案第29号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程31、議案第29号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては本町の重要施策を迅速かつ適正に推進し、町政の円滑な運営を図ることを目的として岬町町政特別顧問を設置するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。岬町では平成25年4月1日より暴力団の排除を推進し住民生活の安全と安心を確保するため、岬町暴力団等の排除に関する条例を施行します。その条例の円滑な実施のため、暴力団等に詳しい特別顧問を設置し、町、町民、事業者が相互に連携した取り組みを図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは改正内容について説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照ください。改正内容といたしましては、別表中、産業医日額2万5,000円、国民保護協議会委員日額6,500円を産業医日額2万5,000円、岬町町政特別顧問日額2万5,000円、国民保護協議会委員日額6,500円に改め、岬町町政特別顧問を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

本条例につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程32、議案第30号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件を議題とい

たします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程32、議案第30号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件について説明いたします。

提案理由といたしましては、学童保育の対象学年を拡充することにより、一層の子育て支援の充実を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容について説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。入室資格を定めております第3条第1項第1号中その資格を第3学年までから第6学年までに改めるものでございます。

附則といたしまして、この施行期日につきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。以上が岬町学童保育に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程33、議案第31号、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程33、議案第31号、岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について説明いたします。

提案理由といたしましては、乳幼児等医療費の助成について、入院医療費の助成対象年齢を拡充することにより、一層の子育て支援の充実を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容について説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。第2条第1項第2号に定めております児童の定義について、満12歳から満15歳に改めるものでございます。この改正によりまして、乳幼児等の医療費、入院医療費の助成につきましては中学校卒業までに対象が拡充されるものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては平成25年7月1日から施行するもので、また改正後の条例の規定は平成25年7月1日以降に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例によるものとする旨の経過措置を設けています。以上が岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程34、議案第32号、岬町営住宅条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程34、議案第32号、岬町営住宅条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしましては地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法等の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。裏面及び新旧対照表をあわせてご参照願います。

岬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては先ほど説明した理由でございますが、公営住宅法の改正に伴い、国が示す参酌基準に基づき町営住宅及び共同施設の整備基準及び入居収入基準などについて条例で定めるものでございます。

まず条例（案）の2行から8行目につきましては新たに条例で町営住宅及び共同施設の整備基準を定めるため、条例の目次及び章、節、見出しの表題を改め、また3条の次に次の2条を加えるものでございます。

3条の2では町営住宅及び共同施設の整備方針を定め、第3条の3では、その整備方針に適合するように整備基準を規則で定めるものとしたものでございます。

次に第5条第1項第2号では公営住宅の入居収入基準を定めるもので、アとしまして特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合25万9,000円、イとしまして公営住宅が法第8条第1項もしくは第3項または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合25万9,000円、当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円、ウとしましてア及びイに掲げる場合以外の場合15万8,000円に改めるものでございます。

次に第7条第2項では、小集落改良住宅の入居資格を公営住宅の入居者資格の規定を準用し、収入基準を15万8,000円に改めるものでございます。

次に第8条第2項では、小集落改良住宅の入居の選考について公営住宅と同様に改めるもので、第26条第1項では入居収入基準の規定に伴う小集落改良住宅の収入超過者等に関する認定を改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

本件につきましては事業委員会に付託の予定と聞き及んでいますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町営住宅条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程35、議案第33号、岬町都市公園条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程35、議案第33号、岬町都市公園条例の一部を改正する件につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による都市公園法の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものがあります。今回の条例制定の背景といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革に伴うものでございます。

それでは都市公園条例の一部の改正の概要につきまして説明いたします。あわせて条例の新旧対照表をご参照ください。第1条におきましては都市公園施行令を以下令と読みかえるものです。

第2条の2は公園の設置を加え、第2条の2から第2条の5までは国が制定した参酌基準を用いて改正を行っております。住民1人当たりの公園の敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街化区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上といたします。

第2条の3では、公園の配置及び規模の基準は、1号から4号については居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は街区公園の場合0.25ヘクタール、近隣公園の場合は2ヘクタール、地区公園の場合は徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は4ヘクタールを標準とします。2項につきましては主として公害または災害等を防止することを目的とする緩衝地帯として公園、動植物の生息地の保護を目的とする公園、市街地の中心部

における休息または観賞用としての公園とそれぞれの設置目的に応じ配置、敷地面積を定めることとしております。

2条の4項では、公園施設の設置基準は第2条の4、1つの公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積は公園敷地面積に対する割合は100分の2を超えてはならない。ただし特別な場合においては定める範囲内を超えることができます。

第2条の5では、その設置基準の特別な場合ですが、休憩施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は10%、国宝、重要文化財等は20%、屋根つき広場等は10%、仮設公園施設は2%以内を超えることはできません。

第2章では、都市公園の管理については第3条5号中「はり紙」を漢字として「貼り紙」とし、「はり札」を「立札」に改めました。また第14条中「第3条」を「第2条の4」に改めました。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する予定となっております。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでいますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町都市公園条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程36、選挙第1号、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を行います。

本件については、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成25年3月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により委員4名、同補充員4名の選挙を行うものであり

ます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

岬町選挙管理委員会委員に、岬町淡輪1151番地の2、新 尚慶君、岬町深日2433番地の14、鈴木和夫君、岬町多奈川谷川3400番地の179、榊原勝秋君、岬町孝子556番地、野間秀則君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を岬町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よってただいま指名しました新 尚慶君、鈴木和夫君、榊原勝秋君、野間秀則君。以上の方が岬町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に補充員に、岬町淡輪1208番地の3、見先秀隆君、岬町深日2848番地、大野 斉君、岬町多奈川谷川1910番地の11、木曾と三子君、岬町孝子185番地、下出 忠君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を同補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よってただいま指名しました見先秀隆君、大野 斉君、木曾と三子君、下出 忠君。以上の方が同補充員に当選されました。

次に補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま指名しました順序にしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって補充の順序は、ただいま指名しました順序に決定しました。

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いたします。

なお、次の会議は、3月27日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時9分 散会)

以上の記録が本町議会平成25年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年3月6日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 中 原 晶

議 員 辻 下 正 純